

愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画

令和4年3月

愛 媛 県

目 次

第1章 総論

第1節 広域化・集約化計画策定の趣旨	1
--------------------	---

第2章 ごみ処理の現状と愛媛県ごみ処理広域化計画の評価

第1節 ごみ処理の現状	3
第2節 愛媛県ごみ処理広域化計画の評価	18

第3章 広域化・集約化計画の基本方針

第4章 広域化・集約化計画の検討

第1節 検討の体制	29
第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測	29
第3節 広域化ブロック区割りの設定	31
第4節 各ブロックにおける廃棄物処理体制の検討	32

第5章 広域化ブロック区割り及び処理体制

第1節 広域化ブロック区割り	36
第2節 各ブロックにおける廃棄物処理体制	37
第3節 広域化・集約化計画推進に当たっての責務と役割	48
第4節 計画の進行管理	50

付録

第1章 総論

第1節 広域化・集約化計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

愛媛県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を踏まえ、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減や最終処分場の確保等を目的として、平成10年3月に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化を進めてきた。

厚生省通知の発出後、全国的にごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた取組みが進められた結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割減少した。

本県においても、平成14年のダイオキシン類対策特別措置法の施行や、平成15年から17年までの間に行われた市町村合併により、70市町村から20市町に再編されたことなどに伴い、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が進み、平成10年度に38施設あったごみ焼却施設は、令和2年度末には14施設と約6割減少するとともに、同計画において過渡期の対策と位置付けられた「ごみ燃料化施設(RDF製造施設)」や「最新のダイオキシン類削減対策を用いた小型焼却炉」が整備されたほか、焼却残さの高度処理等を行う一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の「灰溶融施設」が整備された。

一方、平成10年3月の計画策定から20年以上が経過し、人口減少の進展、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等社会経済情勢の変化により、ごみ排出量や最終処分量が減少するとともに、市町の厳しい財政事情や、老朽化したごみ処理施設の増加、廃棄物処理の人材の確保及び技術の継承といった担い手不足等のごみ処理を巡る諸問題に対し、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が求められている。さらに、気候変動問題や本県にも甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨等、頻発化・激甚化する大規模災害への対応として、ごみ処理における温室効果ガス排出削減やエネルギー回収の取組み、災害時の安定処理に向けた備えなど、複合的な対策を講じる必要がある。

このような中、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）により、中長期的な視点を基に安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討の上、持続可能な適正処理の確保や気候変動問題対策の推進などを踏まえた広域化・集約化に係る計画の策定を求められた。

これらを踏まえ、本県では、令和2年6月に、県、20市町及び2事務組合を構成員とする「愛媛県ごみ処理広域化・集約化検討会」を設置し、5つの広域ブロ

ックごとに検討を進め、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、新たな「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を改めて示すこととした。

本計画は、将来にわたり持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の指針となるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 4 条第 2 項に基づく市町村等に対する技術的援助である。

2 計画期間

計画期間は、中長期的な観点から令和 4 年度から令和 13 年度までの概ね 10 年間とする。

また、供用期間が 20 年以上となるごみ焼却施設など長期間利用される施設等のより長期の展望を示すため、20 年後である令和 23 年度の目標（方向性）を併せて示す。

なお、今後の新たな処理技術の進展及び社会情勢や地域の状況変化等に対応し、適宜必要な見直しを行うものとする。

3 対象施設

対象とするごみ処理施設は、市町等が施設整備に関与する焼却施設、資源化施設及び最終処分場とする。

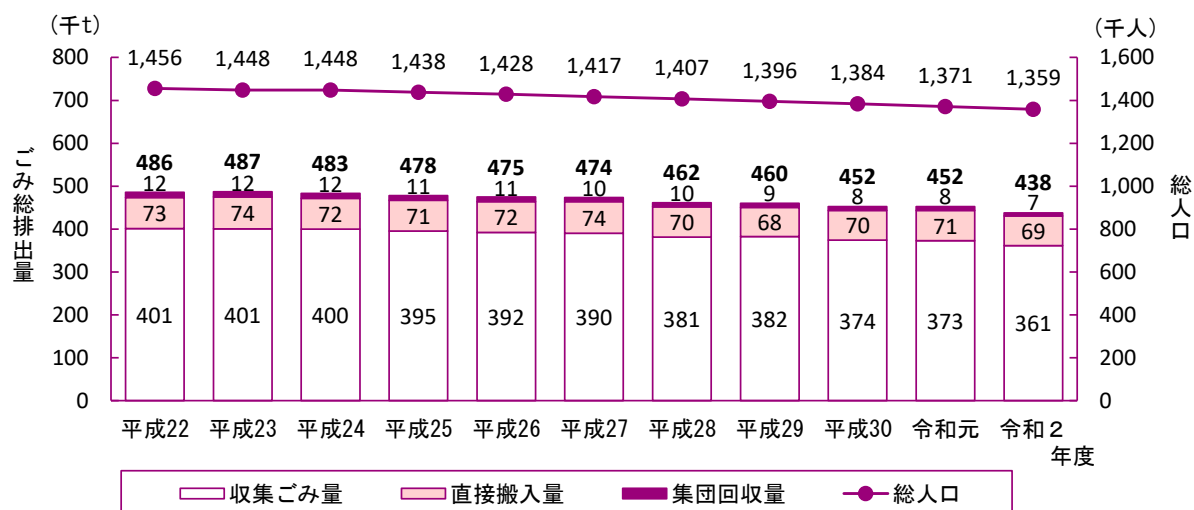
第2章 ごみ処理の現状と愛媛県ごみ処理広域化計画の評価

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの排出状況

ごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量）の推移は、図2-1のとおりで、令和2年度のごみ総排出量は438千トンである。

本県の人口は、微減傾向で推移しており、ごみ総排出量も、平成12年度をピークとして、人口の減少に沿って微減傾向で推移している。



注 四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図2-1 ごみ総排出量の推移

2 1人1日当たり排出量

令和2年度における1人1日当たり排出量は882g/人・日であり、令和元年度の全国平均（918g/人・日）を下回っている。

1人1日当たり排出量は、平成22年度以降ほぼ横ばいで推移していたが、近年は、減少傾向にある。

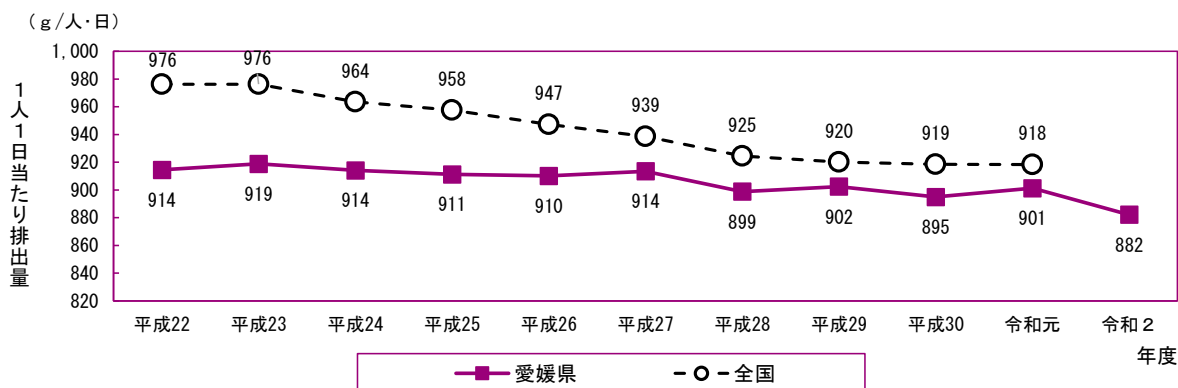


図2-2 1人1日当たり排出量の推移

3 広域ブロック別ごみ総排出量

令和2年度における広域ブロック別ごみ総排出量は、図2-3のとおりである。

ごみ総排出量が最も多いのは松山ブロックの180千トンで、次いで西条ブロックが119千トン、今治ブロックが58千トン、八幡浜ブロックが43千トン、宇和島ブロックが36千トンとなっている。

令和2年度の1人1日当たり排出量で見ると、最も多いのは西条ブロックの1,047グラムで、次いで今治ブロックが981グラムとなっている。八幡浜ブロックのみ平成27年度より微増しているが、それ以外のブロックは減少している。

また、平成27年度と比較して、ごみ総排出量は、全てのブロックで減少している。

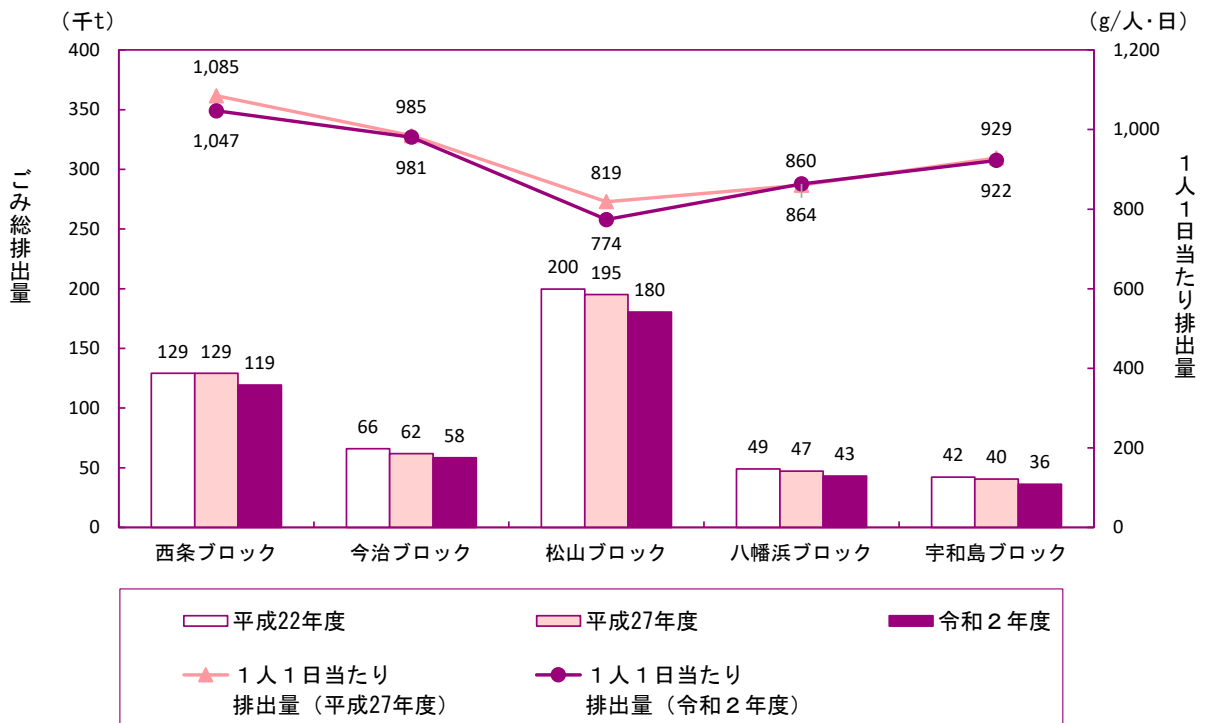


図2-3 広域ブロック別ごみ総排出量

■ 広域ブロックの概要 ■

広域ブロックとは、「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」で定めたごみ処理広域ブロックのことである。各ブロックの概要を以下に示す。

ブロック	構成市町	人口(人)	面積(km ²)
西 条	新居浜市、西条市、四国中央市	303,483	1,166
今 治	今治市、上島町	158,181	450
松 山	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	637,742	1,541
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	131,669	1,472
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	103,766	1,048
県 計	20 市町	1,334,841	5,677

注1 人口：令和2年国勢調査結果（令和2年10月1日現在の人口）

注2 面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和2年10月1日現在の面積）



4 ごみの処理状況

令和2年度における県内のごみの処理フローは、図2-4のとおりである。

ごみ総排出量は438千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は56千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は74千トン（リサイクル率16.7%）となっている。

本県における焼却処理量は360千トン、最終処分量は合計40トン（9.1%）となっている。

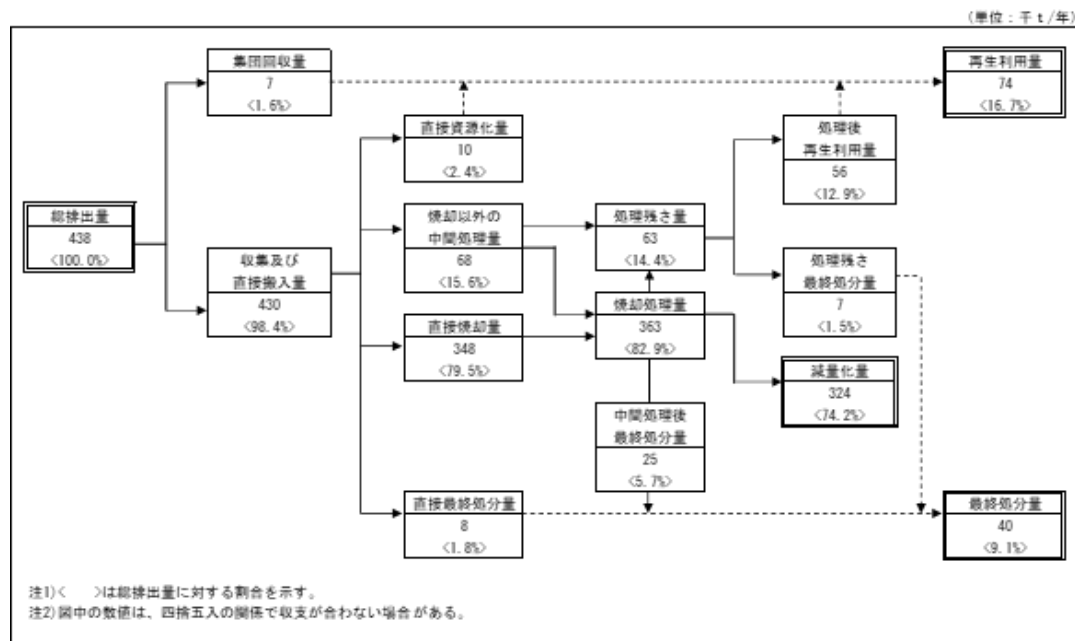
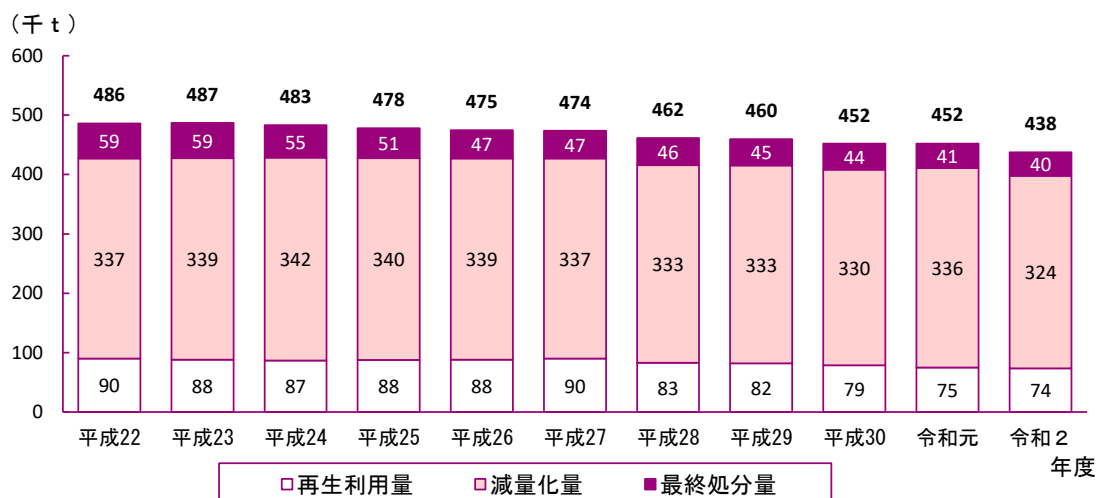


図2-4 ごみの処理フロー（令和2年度）

ごみの処理状況の推移は、図2-5のとおりである。平成22年度以降はごみ総排出量が減少傾向にあるため、再生利用量も最終処分量も減少傾向である。



注 四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図2-5 ごみの処理状況の推移

5 焼却処理の状況

(1) 焼却処理量と焼却率

焼却処理量と焼却率（焼却処理量／計画処理量×100）の推移は、図 2-6 のとおりである。令和 2 年度における焼却処理量は 363 千トン、焼却率は 83.6% である。

焼却率は、令和元年度の全国平均（84.1%）よりもやや低い水準である。

焼却処理量は、平成 22 年度以降ほぼ横ばいで推移しているが、焼却率は、やや上昇傾向で推移している。

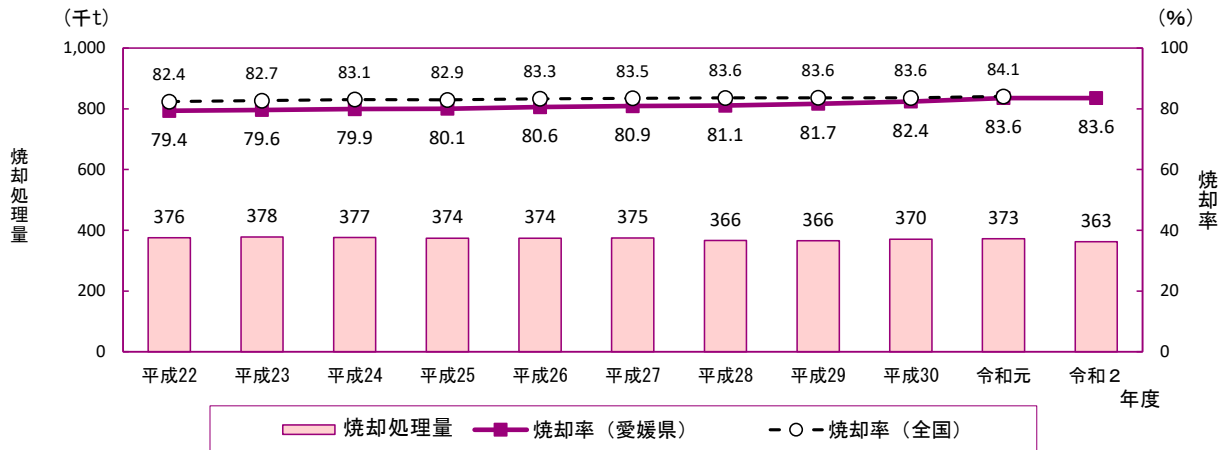


図 2-6 焼却処理量と焼却率の推移

(2) 広域ブロック別焼却率

令和 2 年度における焼却率を広域ブロック別にみると、今治ブロックが 89.7% で最も高く、次いで西条ブロックが 86.8%、宇和島ブロックが 83.7%、八幡浜ブロックが 81.8%、松山ブロックが 79.9% となっている。

また、すべての広域ブロックで平成 27 年度より上昇しており、今治ブロックにおいては、10%以上上昇している。

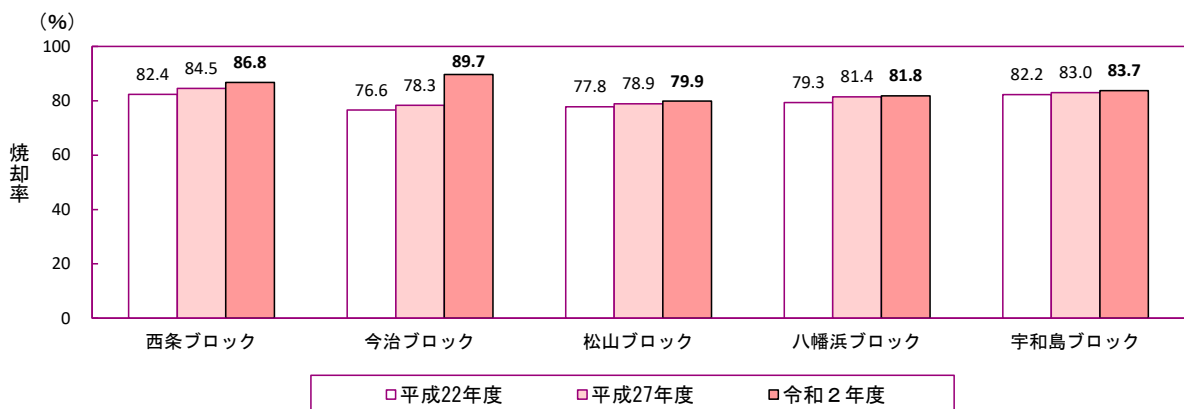


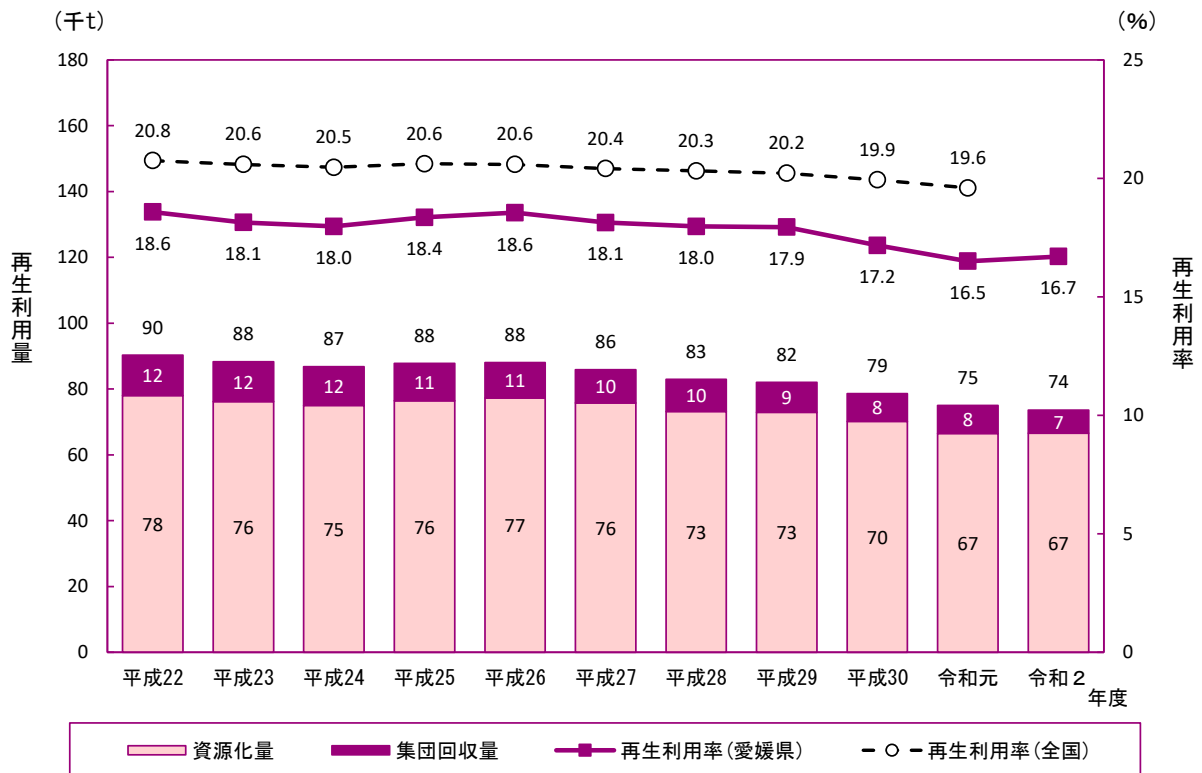
図 2-7 広域ブロック別焼却率

6 再生利用の状況

(1) 再生利用量と再生利用率

再生利用量と再生利用率（再生利用量／（ごみ処理量＋集団回収量）×100）の推移は、図 2-8 のとおりである。令和 2 年度における再生利用量は 74 千トンで、このうち集団回収量が 7 千トン、資源化量が 67 千トンとなっている。平成 22 年度以降、ごみ総排出量が減少傾向にあるため、同じく減少傾向で推移している。

また、再生利用率は、平成 26 年度以降減少傾向で推移しており、全国平均よりもやや低い水準である。



注)四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図 2-8 再生利用量と再生利用率の推移

表 2-1 資源回収の状況 (t/年)

	施設による資源化量	集団回収量
市部	34,434 (86%)	8,020 (94.7%)
町部	5,705 (14%)	450 (5.3%)
県全体	40,139 (100%)	8,470 (100%)

注 1 令和元年度

注 2 () 内は県全体に占める割合

(2) 広域ブロック別再生利用量及び再生利用率

広域ブロック別再生利用量及び再生利用率は、図 2-9 のとおりである。

令和 2 年度における再生利用率を広域ブロック別にみると、再生利用率が最も高いのは宇和島ブロックの 23.2%、次いで松山ブロックの 20.1%となっている。最も低いのは西条ブロックの 10.5%であり、宇和島ブロックとは約 13 ポイントの差が生じている。

また、再生利用率を平成 27 年度と比較すると、宇和島ブロックは約 5 ポイント上昇しているが、それ以外のブロックでは減少している。

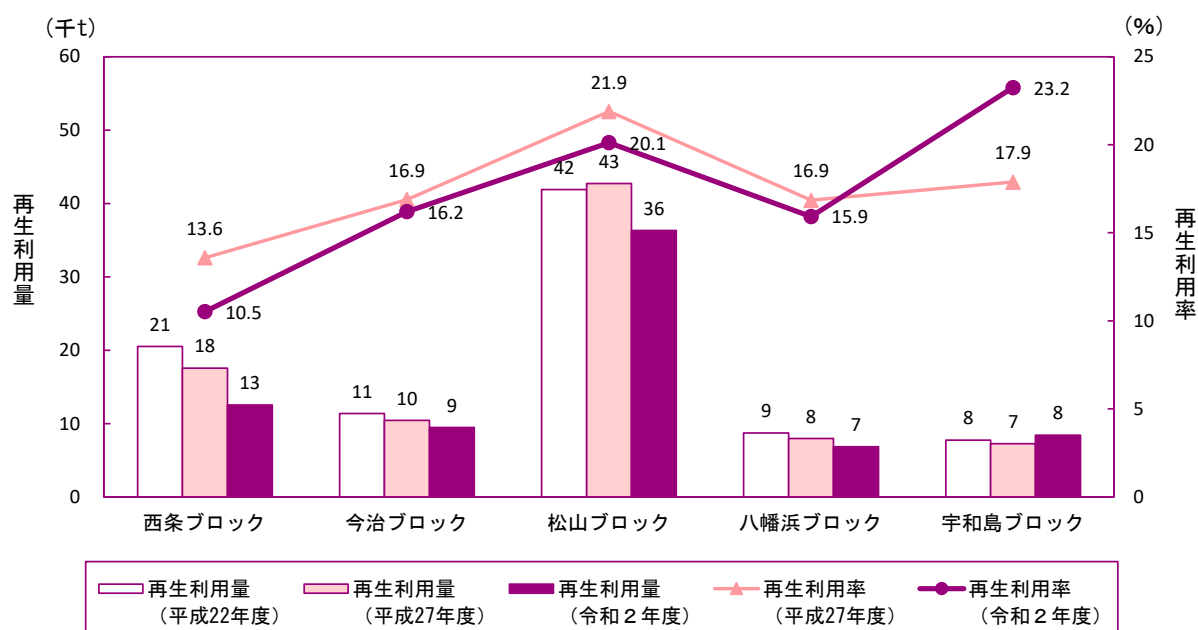


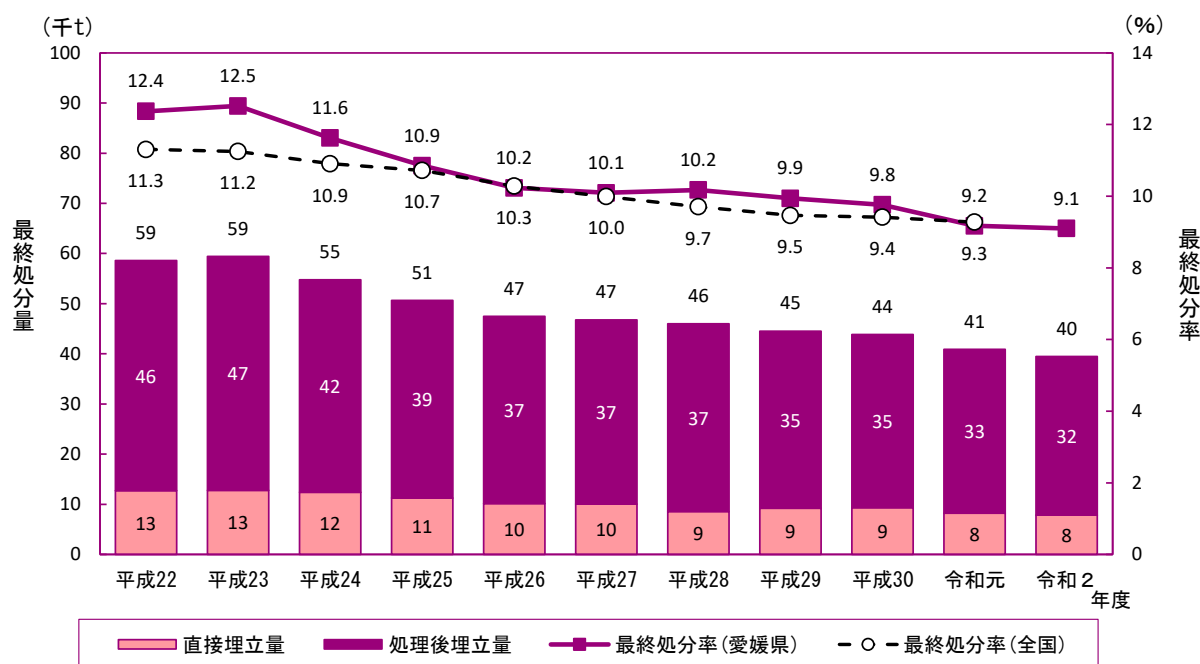
図 2-9 広域ブロック別再生利用量及び再生利用率

7 最終処分の状況

(1) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率（最終処分量／計画処理量×100）の推移は、図 2-10 のとおりである。令和 2 年度における最終処分量は 40 千トン、最終処分率は 9.1% で、令和元年度の全国平均（9.3%）とほぼ同じ水準である。

平成 23 年度以降は、排出抑制や減量化、再生利用の推進に伴って、最終処分量及び最終処分率は減少傾向で推移している。



注 四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図 2-10 最終処分量及び最終処分率の推移

(2) 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率は、図 2-11 のとおりである。

令和 2 年度における最終処分量を広域ブロック別にみると、西条ブロックと松山ブロックが 14 千トンと最も多く、次いで今治ブロックと八幡浜ブロックが 5 千トン、宇和島ブロックが 2 千トンとなっている。

今治ブロックは焼却率が上昇したため、減量化され平成 27 年度より 5 千トン減少している。また、宇和島ブロックは再生利用率が上昇したため、平成 27 年度より 3 千トン減少している。

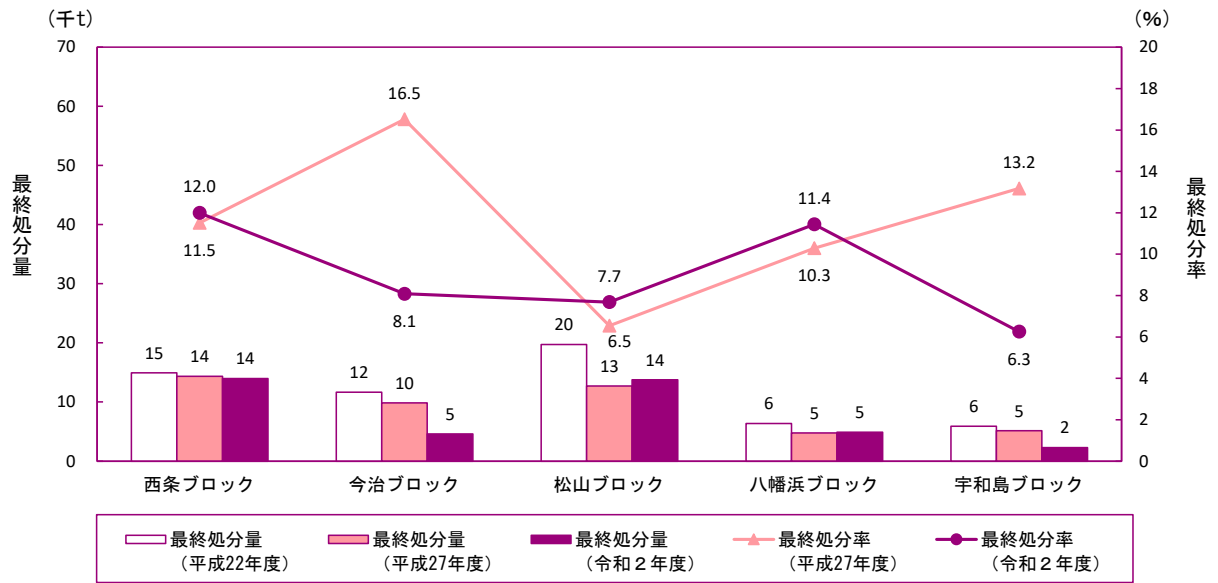


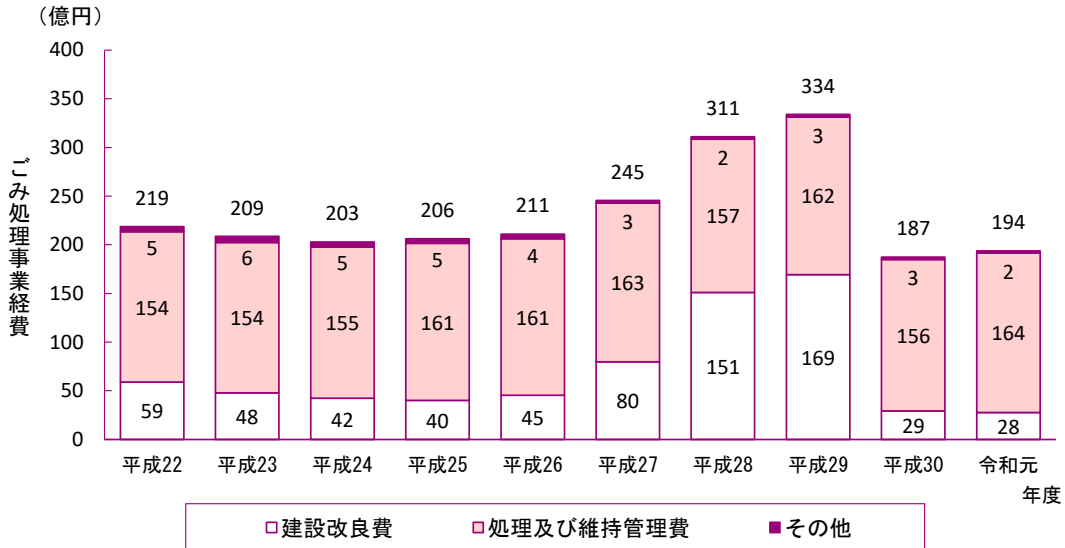
図 2-11 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

8 ごみ処理事業経費の状況

(1) ごみ処理事業経費

令和元年度に本県で費やしたごみ処理事業経費（建設改良費、処理及び維持管理費、その他）は、194億円である。

建設改良費は、平成28年度と平成29年度に改修工事が行われたため高くなっているが、平成30年度以降は29億円程度で推移している。

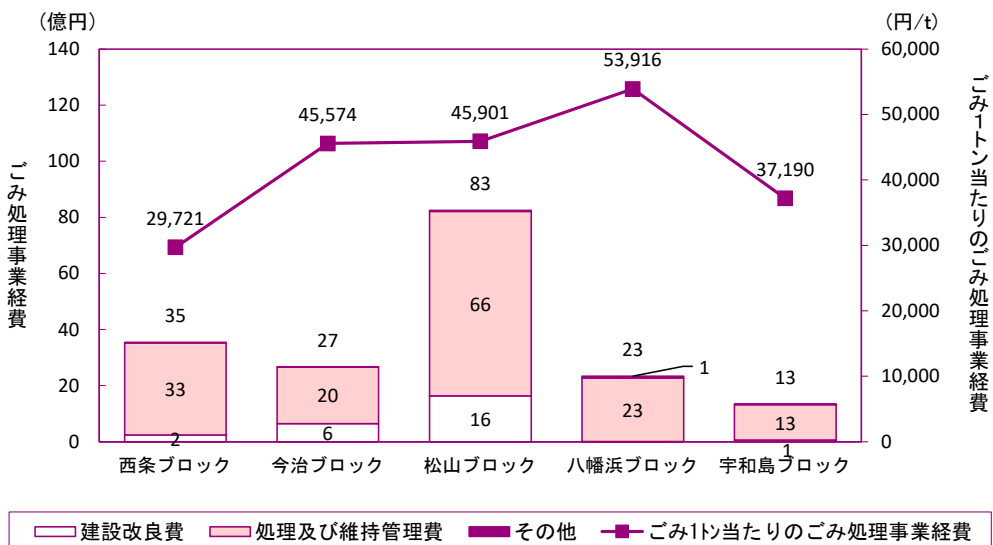


注 四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図 2-12 ごみ処理事業経費の推移

(2) 広域ブロック別ごみ処理事業経費

令和元年度におけるごみ1トン当たりのごみ処理事業経費を広域ブロック別に見ると、八幡浜ブロックが53,916円/tで最も高く、次いで松山ブロックが45,901円/t、今治ブロックが45,574円/tとなっている。



注 四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある

図 2-13 広域ブロック別ごみ処理事業経費

9 ごみ処理施設の設置状況

(1) 焼却施設

令和2年度末現在、県内で焼却施設は、14施設稼働している。その処理能力は1,894 t/日で、1日当たり1,027トンのごみが処理されている。このうち焼却能力が100 t/日以上のもものは7施設で、うち2施設は300 t/日以上となっている。

表 2-2 焼却施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	炉数	処理方式	竣工年月	関係市町
1	四国中央市	クリーンセンター	150	3	全連	H12.4	
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	H15.3	
3	西条市	道前クリーンセンター	200	2	全連	H3.11	
4	今治市	今治市クリーンセンター	174	2	全連	H30.3	
5	上島町	上島クリーンセンター	9	1	機バ	H20.3	
6	松山市	西クリーンセンター	420	3	全連	H25.12	
7	松山市	南クリーンセンター	300	3	全連	H6.3	久万高原町
8	東温市	クリーンセンター	22	2	機バ	H9.4	
9	伊予地区ごみ処理施設管理組合	清掃センター	80	2	准連	S52.4	伊予市、松前町
10	砥部町	美化センター	23	1	RDF	H13.4	
11	八幡浜市	南環境センター	84	2	全連	H9.4	西予市、伊方町
12	大洲市	大洲市環境センター	90	2	全連	H3.4	
13	内子町	内子町クリーンセンター	21	2	准連	H10.12	
14	宇和島地区広域事務組合	環境センター	120	2	全連	H29.9	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
合 計			1,894	30			

※処理方式 全連：全連続式の略で原則24時間運転
 機バ：機械バッチ式の略で連続8時間運転
 RDF：ごみ燃料化施設
 准連：准連続式の略で原則16時間運転

(2) 再生処理施設

令和2年度末現在、県内で再生処理施設は、9施設稼働している。その処理能力は131.4 t/日で、1日あたり37トンのごみが再生利用されている。

表 2-3 再生処理施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	処理内容	竣工年月
1	四国中央市	リサイクルプラザ	32	選別資源化	H9.3
2	新居浜市	リサイクルプラザ	2	圧縮・梱包	H6.3
3	新居浜市	リサイクル推進施設	19.5	選別資源化	H21.10
4	今治市	今治市クリーンセンター	41	選別資源化	H30.3
5	松山市	中島リサイクルセンター	3	選別資源化	H16.11
6	内子町	内子町リサイクルセンター	1.7	圧縮資源化	H20.3
7	八幡浜市	リサイクルプラザ	11	選別資源化	H9.3
8	伊方町	伊方町リサイクルセンター	1.2	選別資源化	H22.3
9	宇和島地区広域事務組合	リサイクルセンター	20	選別資源化	H29.9
合 計			131.4		

(3) 最終処分場

令和2年度末現在、県内で最終処分場は27施設ある。このうち受入を休止し、又は終了している施設が10施設である。その残容量は約127万m³で、年間約2.2万m³のごみが埋め立てられている。

なお、最終処分場の埋立規模は、20施設（約74%）が10万m³未満である。

表2-4 最終処分場の設置状況

	事業主体	施設名称	種類	埋立開始年月日	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)	備考
1	新居浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H5.4	29,000	345,900	終了
2	新居浜市	新居浜市最終処分場	管理型	H20.4	24,000	363,116	
3	西条市	東部一般廃棄物最終処分場	管理型	H24.5	4,255	58,700	
4	西条市	船屋一般廃棄物最終処分場	安定型	S46.6	5,600	20,545	
5	西条市	東予一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.4	13,600	70,000	
6	西条市	小松一般廃棄物最終処分場	安定型	S58.8	7,421	22,731	終了
7	西条市	丹原一般廃棄物最終処分場	管理型	H12.3	4,600	16,000	
8	今治市	今治一般廃棄物最終処分場	管理型	S57.4	72,827	395,170	埋立不可
9	今治市	波方一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	10,118	54,000	
10	今治市	大島一般廃棄物最終処分場	管理型	H13.4	6,800	50,300	
11	上島町	佐島不燃物処理地	安定型	S59.4	1,100	5,000	
12	上島町	生名不燃物処理地	安定型	H5.8	2,000	5,000	終了
13	上島町	先田名後最終処分場	安定型	H2.4	3,500	8,000	
14	松山市	横谷廃棄物センター	管理型	S47.10	95,337	824,000	休止
		横谷埋立センター	管理型	H15.4	40,000	550,000	
15	松山市	大西谷埋立センター	管理型	H5.4	20,200	150,000	
16	砥部町	千里埋立処分場	管理型	H5.6	11,000	60,000	
17	大洲市	大洲市不燃物処理地	安定型	S47.4	22,250	211,300	
18	八幡浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	2,300	11,000	
19	伊方町	一般廃棄物最終処分場	管理型	H25.4	4,300	19,700	
20	西予市	野村不燃物処理場	安定型	S46.5	6,200	38,000	休止
21	西予市	惣川不燃物処理場	安定型	S47.7	864	5,600	休止
22	宇和島市	宇和島市一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.10	21,000	132,000	
23	宇和島市	蛇堀不燃物最終処分場	安定型	S62.4	5,060	81,600	休止
24	宇和島市	是能不燃物処理場	安定型	S55.4	5,300	18,550	
25	鬼北町	清水最終処理場	安定型	S48.7	9,180	56,000	休止
26	松野町	松野町一般廃棄物最終処分場	安定型	H7.6	977	7,000	休止
27	愛南町	環境衛生センター最終処分場	管理型	H11.9	9,700	55,000	
		合 計			438,489	3,634,212	

(4) 広域処理体制

市町の広域処理体制を処理施設毎にみると、表 2-5 に示すとおり、焼却施設は 11 市町が 5 施設を広域で使用している。

表 2-5 広域処理の状況

処理の形態	施設・市町数	焼却施設	最終処分場
単独処理	施設数	9	27
	市町数	9	14
広域処理	施設数	5	0
	市町数	11	0

(5) 余熱利用の状況

県内の焼却施設のうち余熱利用を行っている施設は、全体の約 79%に当たる 11 施設であり、このうち 5 施設では発電を行い、施設内外で使用しているとともに、9 施設については、敷地内温水供給を行っている。

施設の規模別にみると、余熱利用を行っている施設の処理能力の合計が、全体の約 94%となっており、余熱利用が進んでいる状況である。

表 2-6 余熱利用の状況

余熱利用	施設数	能力等	ごみ処理能力の合計 (t/日)	施設名
発電 (温水供給も含む)	5 (36%)	17,078kW	1,215 (64%)	松山市南クリーンセンター 松山市西クリーンセンター 新居浜市清掃センター 今治市クリーンセンター 宇和島地区広域事務組合環境センター
温水供給 (場内)	6 (43%)	1,580 万 MJ	567 (30%)	四国中央市クリーンセンター 西条市道前クリーンセンター 東温市クリーンセンター 内子町クリーンセンター 大洲市環境センター 八幡浜南環境センター
(小計)	11 (79%)	—	1,782 (94%)	
なし	3 (21%)	—	112 (6%)	
計	14(100%)	—	1,894 (100%)	

10 焼却施設からのダイオキシン類の排出実態

令和元年度の調査によれば、県内の全ての焼却施設（14 施設）について、排ガス中のダイオキシン類濃度は 0.5ng-TEQ/Nm³ 以下であり、全ての施設で排出基準を達成している。

平成 8 年度調査では、18 の施設（全体の 47%）で排出基準を超えていたことから、ダイオキシン類濃度は大幅に改善された。

表 2-7 ダイオキシン類濃度分布

ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm ³)	施設数 (全施設に占める割合)	
	平成 8 年度	令和元年度
0.1 以下のもの	0 (0%)	13 (93%)
0.1 を超え 0.5 以下	3 (8%)	1 (7%)
0.5 を超え 5 以下	13 (34%)	0 (0%)
5 を超え 80 以下	22 (58%)	0 (0%)
80 を超えるもの	0 (0%)	0 (0%)

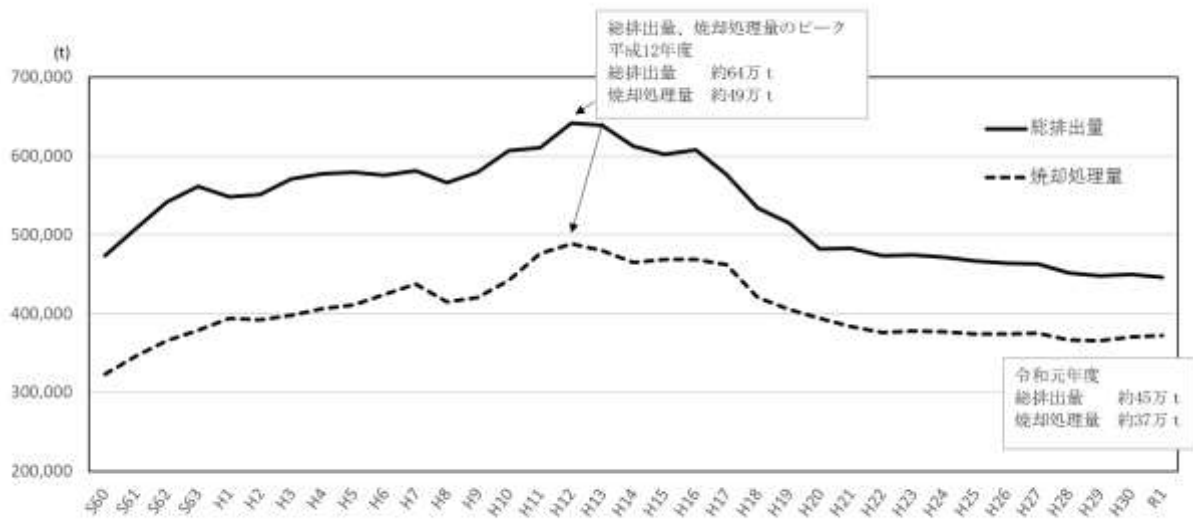
表 2-8 ダイオキシン類の排出基準と県内施設の状況

燃焼室 の処理 能力	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)		県内の該当施設数		基準を超える施設数		
	新設 施設	既存施設		平成 8 年度	令和 元年度	平成 8 年度	令和 元年度
		H10.12.1~ H14.11.30	H14.12.1 以降				
4t/h 以上	0.1	80	1	4	7	2	0
2~4t/h	1		5	6	3	3	0
2t/h 未満	5		10	28	4	13	0
			合計	38	14	18(47%)	0(0%)

注 () 内は排出基準を超える施設の全体に占める割合

(参考)

ごみ総排出量と焼却処理量



第2節 愛媛県ごみ処理広域化計画の評価

1 総括

「愛媛県ごみ処理広域化計画（平成10年3月策定）」（以下「前計画」という。）は、ダイオキシン類削減対策を基本に、平成10年度から概ね10年間の計画期間とし、①可燃ごみの量の予測、②その地域の人口、③既存行政ブロックの枠組み、④地理的条件や交通状況を考慮し、県内を5ブロックに区割りし、新設する焼却施設は、原則として処理能力100t/日以上全連続燃焼炉とし、極力ごみ発電を併設した大規模施設に集約化することなどを目指した。

また、平成8年度を現状とし、各ブロックの施設整備計画や目標のとおり集約化された場合における、広域化によるごみ減量・資源化効果、ダイオキシン類の削減効果等を試算した。

前計画に基づく取組みの結果は、次のとおりである。

(1) 焼却施設、資源化施設及び最終処分場の広域化

焼却施設（ごみ燃料化施設（RDF製造施設）を含む。）は、前計画策定時の平成10年度に供用中の施設が38施設あったが、施設集約化の取組みにより、令和2年度は14施設となり、約6割減少した。

資源化施設は、焼却施設の集約化等に伴い、平成10年度に供用中の施設が32施設あったが、令和2年度は21施設となっている。

最終処分場は、新たな最終処分場が整備されるとともに、埋立終了した安定型最終処分場が廃止された。

このように、前計画に基づき、広域化・集約化は、概ね順調に推移してきた。

また、ごみ排出量、資源化・最終処分量及びダイオキシン類排出量についても、前計画の目標を達成することができた。

(2) 過渡期の対策

前計画においては、施設の集約化を図るとともに、離島等交通の便の悪い地域の過渡期の対策として、ごみ燃料化施設（RDF製造施設）や生ごみの堆肥化施設、最新の技術によるダイオキシン類削減対策を用いた小規模焼却施設（えひめ方式）の整備が位置付けられた。

また、焼却残さの処理のため、灰溶融施設を整備し、無害化、減量化及び再資源化を図ることとされた。

ごみ燃料化施設（RDF製造施設）については、旧伯方町（伯方クリーンセンター, 11t/日, H14～H29）と旧砥部町（砥部町美化センター, 23t/日, H10～R2）が施設整備したが、近年、ごみ固形燃料（RDF）の需要が減少したことに加え、施設の老朽化等により、いずれも事業を廃止した。

ダイオキシン類削減対策を用いた小規模焼却施設（えひめ方式）については、旧魚島村（H14～H23）が整備した。

これらの施設は、ダイオキシン類削減対策や循環型社会の推進に大いに活躍したが、高速道路の延伸や西瀬戸自動車道の開通等交通事情や社会情勢の変化により、すべて廃止され、既に歴史的役割を果たしたと言える。

生ごみの堆肥化施設については、今治市（クリーンシステム大三島, 3,880kg/日, H18～）が施設整備し、現在も稼働している。

(3) 灰溶融施設

灰溶融施設については、松山市が南クリーンセンター（20 t/日, H6～）、西クリーンセンター（23 t/日, H25～）を、一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターが東予事業所（100 t/日, H12～R2）を整備した。

このうち、愛媛県廃棄物処理センター東予事業所では、当時、市町村で処理が困難であった下水道汚泥や焼却灰、感染性廃棄物を受け入れるとともに、不法投棄された硫酸ピッチに加え、廃農薬といった適正処理困難物を受け入れたほか、平成22年からは、全国で初めて環境大臣の認定を受けて微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理を行うなど、公共関与の安全・安心な資源循環の先導的なモデル施設として、本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成した。地元協定による供用期限である令和2年1月を迎え、施設の老朽化等の他、主たる搬入元である東予5市町の廃棄物が同事業所以外で処理可能となったことから、令和2年3月に廃止された。

前計画策定当時、ごみ焼却施設から発生する焼却灰中のダイオキシン類濃度は高く、基準値を超える焼却灰はセメント固化処理等を行わなければ埋立処分できないケースも多かった。このため、灰溶融施設で焼却灰を溶融処理し、再資源化を推進する計画だった。

現在では、ごみ焼却施設の大型化等設備改良により焼却灰中のダイオキシン類濃度はほぼ基準値以下になっており、一部の焼却灰はセメント原料等へ再資源化されている。現在では、焼却灰の処理について多様な選択肢があり、再資源化、コスト等の観点から施設ごとに適切な方法が選択されている。

表 2-9 ブロック別目標整備施設数（前計画との比較）

	西条			今治			松山		
	平成8年度	前計画目標	令和2年度	平成8年度	前計画目標	令和2年度	平成8年度	前計画目標	令和2年度
焼却施設	3	3	3	8	1	2	9	2	5
資源化施設	3	3	3	7	2	4	6	1	4
最終処分場	3	3	4	3	3	2	3	6	3
灰溶融施設	0	1	0	0	1	0	1	2	2

	八幡浜			宇和島			県全体		
	平成8年度	前計画目標	令和2年度	平成8年度	前計画目標	令和2年度	平成8年度	前計画目標	令和2年度
焼却施設	10	1	3	8	1	1	38	8	14
資源化施設	11	1	9	5	1	1	32	8	21
最終処分場	0	2	2	1	1	2	10	15	13
灰溶融施設	0	1	0	0	1	0	1	6	2

注 最終処分場は、管理型最終処分場のみ計上している。

表 2-10 ごみ排出量（前計画との比較）（千 t/年）

	平成8年度	前計画目標		令和元年度	
		対策なし	抑制対策		
ごみ排出量	566	639	606	452	
内訳	可燃ごみ	412	457	420	361
	資源ごみ	21	64	73	56
	不燃・粗大ごみ	133	123	113	35

表 2-11 資源化量、最終処分量（前計画との比較）（千 t/年）

	平成8年度	前計画目標	令和2年度
資源化量	39	136	74
最終処分量	121	65	40

表 2-12 ダイオキシン類排出量（前計画との比較）（g-TEQ/年）

平成8年度	前計画目標（削減率）	令和元年度（削減率）
14.7	0.3（98%）	0.07（99.5%）

注 令和元年度はPRTRデータにより県内の排出量を算出。

2 各ブロックの目標達成状況

(1) 西条ブロック

施設の種類	広域化計画（前計画）	
焼却施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> 現在の3焼却炉の焼却能力がそれぞれ100t/日を超えているので、基本的に現行の処理体制を維持する。 宇摩地区広域市町村圏組合は現在建設中の施設を、道前福祉衛生事務組合は現有施設を継続使用する。 （施設の新設） 新居浜市：190t/日（計画）
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 四国中央市クリーンセンターは、平成12年4月供用開始。 新居浜市清掃センター（201t/日）は、平成15年4月供用開始。
資源化施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に現行の処理体制を維持する。宇摩地区広域市町村圏組合及び新居浜市については、それぞれ現リサイクルプラザで資源化を行う。 （施設の新設） 道前福祉衛生事務組合：30t/日（計画）
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 四国中央市及び新居浜市は、リサイクルプラザを供用中。 西条市は、平成3年度に整備された道前クリーンセンターを活用。
最終処分場	目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に焼却及び資源化施設と同様の処理体制とし、3か所で最終処分場を新設する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市は、平成20年4月新たな最終処分場を供用開始（旧施設代替） 西条市は、平成24年5月新たな最終処分場を供用開始（旧施設代替）
灰溶融施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> （財）愛媛県廃棄物処理センターが広域処理施設として建設中の焼却・溶融施設の活用を図るとともに広域ブロック内で、1施設の整備を検討する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> （一財）愛媛県廃棄物処理センターは、平成12年1月から令和2年3月までの間、東予事業所で、ゼロエミッションを達成しながら、東予5市町の下水道汚泥や焼却灰等の焼却溶融処理を行い、東予地区の広域処理施設として大きな役割を果たした。

(2) 今治ブロック

施設の種類	広域化計画（前計画）	
焼却施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に1施設に集約し、焼却施設を新設する。 （施設の新設） 想定規模：250 t/日（計画）
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 上島町クリーンセンター（9 t/日）は、町内3施設を集約化し、平成20年4月供用開始。 今治市クリーンセンター（174 t/日）は、市内4施設を集約化し、平成30年4月供用開始。
資源化施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> 陸地部と島しょ部にそれぞれリサイクルプラザを新設し集約化を図る。 （施設の新設） 想定規模：60 t/日（陸地部）（計画） 15 t/日（島しょ部）（計画）
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 新焼却施設の整備に併せ、今治市クリーンセンター（41 t/日）は、平成30年4月供用開始。 上島町は、平成6年度に整備された旧岩城村の施設に集約化。
最終処分場	目標	<ul style="list-style-type: none"> 陸地部と島しょ部に最終処分場を新設する。ただし、島しょ部という地理的条件のため建設地の選定が困難な場合は、数か所に分割し処分場の確保を図る。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 今治市（旧吉海町）は、平成13年4月新たな最終処分場を供用開始。 上島町は、令和3年4月新たな最終処分場を供用開始。
灰溶融施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> （財）愛媛県廃棄物処理センターが広域処理施設として建設中の焼却・溶融施設の活用を図るとともに広域ブロック内で、1施設の整備を検討する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> （一財）愛媛県廃棄物処理センターは、平成12年1月から令和2年3月までの間、東予事業所で、ゼロエミッションを達成しながら、東予5市町の下水道汚泥や焼却灰等の焼却溶融処理を行い、東予地区の広域処理施設として大きな役割を果たした。

(3) 松山ブロック

施設の種類	広域化計画（前計画）	
焼却施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> 松山市を中心に、輸送状況等を考慮して2施設に集約する。 （施設の新設等）

		<p>想定規模：300 t / 日（既設）</p> <p>450 t / 日（計画）</p>
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市西クリーンセンター（420 t / 日）は、市内3施設を集約化し、平成25年4月供用開始。 ・久万高原町は、施設の老朽化に伴い、新たな施設建設を断念し、平成25年4月から、可燃物の処理を松山市へ委託。 ・砥部町は、施設の故障停止により、令和3年4月から可燃物の処理を松山市へ委託。
資源化施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック内にリサイクルプラザを1施設新設し、集約化を図る。（施設の新設） <p>想定規模：280 t / 日（計画）</p>
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市中島リサイクルセンターは、平成16年11月供用開始。
最終処分場	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉郡、伊予郡内と上浮穴郡内にそれぞれ1施設の最終処分場を新設する。 ・松山市、中島町はそれぞれ単独で最終処分場を新設する。 ・北条市、砥部町は現有施設を継続使用する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市は、平成15年4月に新たな最終処分場を供用開始。
灰溶融施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設に併設して集約化を図る。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市西クリーンセンターは、焼却施設に併設して灰溶融施設を整備し、平成25年4月供用開始。

(4) 八幡浜ブロック

施設の種類	広域化計画（前計画）	
焼却施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新設中の内山衛生事務組合の単独使用とその他の地区の集約化による2施設とする。 ・さらに内山衛生事務組合の更新時期を見極めて、最終目標として統合を図る。 <p>（施設の新設）</p> <p>想定規模 220 t / 日（計画）</p>
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市南環境センターは、旧東宇和郡及び西宇和郡の可燃物について、平成29年までの間に段階的に受け入れ、現在、八幡浜市は、西予市及び伊方町の可燃物の処理を受託している。

資源化施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡地区と大洲市、長浜町、内山地区の2施設のリサイクルプラザに集約する。 ・さらに、最終目標として1施設に統合する。 (施設の新設) 想定規模：70 t /日 (計画)
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市城川清掃センターは、平成13年4月供用開始。 ・内子町リサイクルセンターは、平成20年4月供用開始。 ・伊方町リサイクルセンターは、平成22年4月供用開始。
最終処分場	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡地区と大洲市、長浜町、内山地区の2施設に集約する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方町は、平成25年4月新たな最終処分場を供用開始。
灰溶融施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・1施設の灰溶融施設を建設するが、宇和島ブロックとの共同処理も検討する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・未達成

(5) 宇和島ブロック

施設の種類	広域化計画 (前計画)	
焼却施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新設中の南宇和衛生事務組合の単独使用とその他の地区の集約化による2施設とする。 ・さらに、南宇和郡衛生事務組合の更新時期を見極め、最終目標として統合を図る。 (施設の新設) 想定規模：200 t /日 (計画)
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町環境衛生センターは、平成11年11月供用開始。 ・宇和島地区広域事務組合環境センター(120 t /日)は、5施設を集約化し、平成29年10月供用開始。
資源化施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新設中の南宇和衛生事務組合の単独使用とその他の地区の集約化により2施設のリサイクルプラザを整備する。 ・さらに最終目標として、1施設に統合する。 (施設の新設) 想定規模：60 t /日 (計画)
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町リサイクルプラザは、平成11年11月供用開始。

		<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の集約化に併せ、宇和島地区広域事務組合環境センター（20 t /日） 1 施設へ集約化。
最終処分場	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 施設を新たに建設し、建設中の南宇和衛生事務組合、現有施設を継続使用する宇和島市と併せて 3 施設とする。 ・ さらに、最終目標として 1 施設に統合する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛南町（旧南宇和衛生事務組合）は、平成 11 年 9 月新たな最終処分場を供用開始
灰溶融施設	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 施設の灰溶融施設を建設するが、八幡浜ブロックとの共同処理も検討する。
	達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未達成

第3章 広域化・集約化計画の基本方針

前計画以降、県内のごみ焼却施設の集約化により、ダイオキシン類の排出量の大幅な削減をはじめ、焼却時の余熱を利用した発電、蒸気・温水の熱としてのエネルギー回収量の増加や公共事業費の削減が進んだほか、一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の稼働に伴い、焼却残さの資源化等による最終処分量の削減にも寄与した。

一方、前計画から20年以上が経過し、少子高齢化・人口減少、ごみの3Rの推進や各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進によるごみ総排出量の減少、老朽化したごみ処理施設の増加や厳しい財政状況、気候変動問題や災害への対応などの課題が顕在化し、その対応が求められている。

将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町等との連携のもと、次の基本方針に基づき新たな広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進する。

1 ごみの排出抑制とリサイクルの推進

- ごみ処理の広域化・集約化に当たっては、広域ブロック内での統一された分別収集システムの採用などの積極的な減量化対策の導入をはじめ、施設整備費や処理費の削減、収集運搬や処理に伴うエネルギー消費量の削減、最終処分場の延命など、ごみの排出抑制とリサイクルを基本として進めていく。
- ごみの分別や、回収した不燃ごみ・粗大ごみに含まれる資源や容器包装廃棄物、プラスチック等のリサイクルを一層進めるとともに、その拠点となるリサイクルプラザ、リサイクルセンター、ストックヤード等を整備する。
- 焼却残さは、セメント原料等への資源化や再利用を推進する。
- えひめ循環型社会推進計画及び各市町のごみ処理基本計画等に基づく施策を着実に推進し、ごみの排出抑制・資源物の分別を更に進め、焼却処理及び埋立処分するごみを可能な限り削減する。

2 持続可能な適正処理の確保

- ごみ処理の広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、売電、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の抑制を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることにより、持続可能な適正処理を確保する。
- 高度な処理機能を有する施設を経済的に建設するため、可能な限り施設の集約化を図る。

- 収集・運搬コストを節減するため、効率的な収集計画を講ずるとともに、必要に応じて、中継施設等の設置も検討する。
- 市町の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図る。

3 気候変動対策の推進

- ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、1施設当たりの処理能力が大きくなることで、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収することができることから、化石燃料の使用量を削減し、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に寄与する。
- ごみ処理施設が地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給する。

4 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

- バイオマス系廃棄物等の資源化が可能な廃棄物の利活用を推進する。
- 地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等による廃棄物系バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用を検討する。

5 災害対策の強化

- ごみ処理施設は、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ごみ焼却施設は、地域の防災拠点として、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も有することから、大規模災害時にも稼働を確保する。
- 県内及び県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、県内市町や一部事務組合においては、災害廃棄物の広域処理に対応するため、災害協定の締結等の連携体制の構築を進める。
- 災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制を確保する。

6 地域への新たな価値の創出

- ごみ処理施設の特長を生かし、地域のエネルギーセンター、災害時の防災拠点、環境教育・環境学習の場、廃棄物エネルギーを利用した産業振興等、地域

循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出するごみ処理施設となるよう整備する。

第4章 広域化・集約化計画の検討

第1節 検討の体制

令和2年6月、県、20市町及び2事務組合を構成員とする「ごみ処理広域化・集約化検討会」を設置し、7月に第1回会議を開催し、検討を開始するとともに、各ブロック単位で協議を重ねた。

第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測

1 令和23年（2041年）までの人口予測

県内人口は、国の総人口がピークを迎えた平成20年（2008年）より23年も早い昭和60年（1985年）の約153万人を境に減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）によれば、令和13年（2031年）には120万人にまで、令和23年（2041年）には107万人にまで、それぞれ減少すると推計されている。

表4-1 人口の推移 (万人)

ブロック	平成27年	令和2年	令和13年	令和23年
西条	31.5	30.3	27.9	25.2
今治	16.5	15.8	13.3	11.2
松山	64.6	63.8	60.0	55.5
八幡浜	14.4	13.2	10.6	8.5
宇和島	11.4	10.4	8.2	6.3
県計	138.5	133.5	120.0	106.7

注1 平成27年、令和2年は国勢調査結果、令和13、23年は社人研将来推計人口である。

注2 四捨五入の関係で、県計は一致しない。

2 令和23年（2041年）までのごみ総排出量予測

ごみ総排出量の予測については、本県の令和元年度の1人1日当たり排出量の各市町の原単位を、目標年度である令和13、23年度における1人1日当たり排出量の原単位と仮定し、以下の式から市町別の将来推計ごみ総排出量を算出した。

$$(\text{将来推計ごみ総排出量}) = (\text{将来推計人口}) \times (\text{各市町原単位})$$

将来推計人口については、社人研の推計値を用いた。

なお、推計手法の違いにより、各ブロックの計画等に示される予測値と一致しないことがある。

表 4-2 ごみ総排出量の推移

(千 t /年)

ブロック	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 13 年度	令和 23 年度
西条	129	119	110	99
今治	62	58	48	41
松山	195	180	171	158
八幡浜	47	43	35	28
宇和島	40	36	29	22
県計	473	439	392	348

注 1 平成 27、令和 2 年度は実績、令和 13、23 年度は将来推計人口から算出した推計値である。

注 2 四捨五入の関係で、県計は一致しない。

3 令和 23 年（2041 年）までのごみ焼却量予測

ごみ焼却量の予測については、本県の平成 26～令和元年度のごみ焼却率が 80.6～83.6%であることから、令和 13、23 年度におけるごみ焼却率を 82%と仮定し、以下の式から算出した。

$$(\text{将来推計ごみ焼却量}) = (\text{将来推計ごみ総排出量}) \times 0.82$$

なお、推計手法の違いにより、各ブロックの計画等に示される予測値と一致しないことがある。

表 4-3 ごみ焼却量の推移

(千 t /年)

ブロック	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 13 年度	令和 23 年度
西条	107	101	90	81
今治	48	45	40	33
松山	151	143	140	130
八幡浜	37	35	28	23
宇和島	32	31	24	18
県計	375	355	322	285

注 1 平成 27、令和 2 年度は実績、令和 13、23 年度は将来推計人口から算出した推計値である。

注 2 四捨五入の関係で、県計は一致しない。

第3節 広域化ブロック区割りの設定

広域化ブロックの区割りについては、ごみ焼却施設の規模が100t/日以上になることを基本として、地域の人口、既存行政ブロックの枠組み、これまでの広域化に向けた取り組みや進捗状況、災害廃棄物処理体制を考慮した結果、前計画の区割りを引き続き採用することとし、旧地方局単位の5ブロックとすることが適当である。

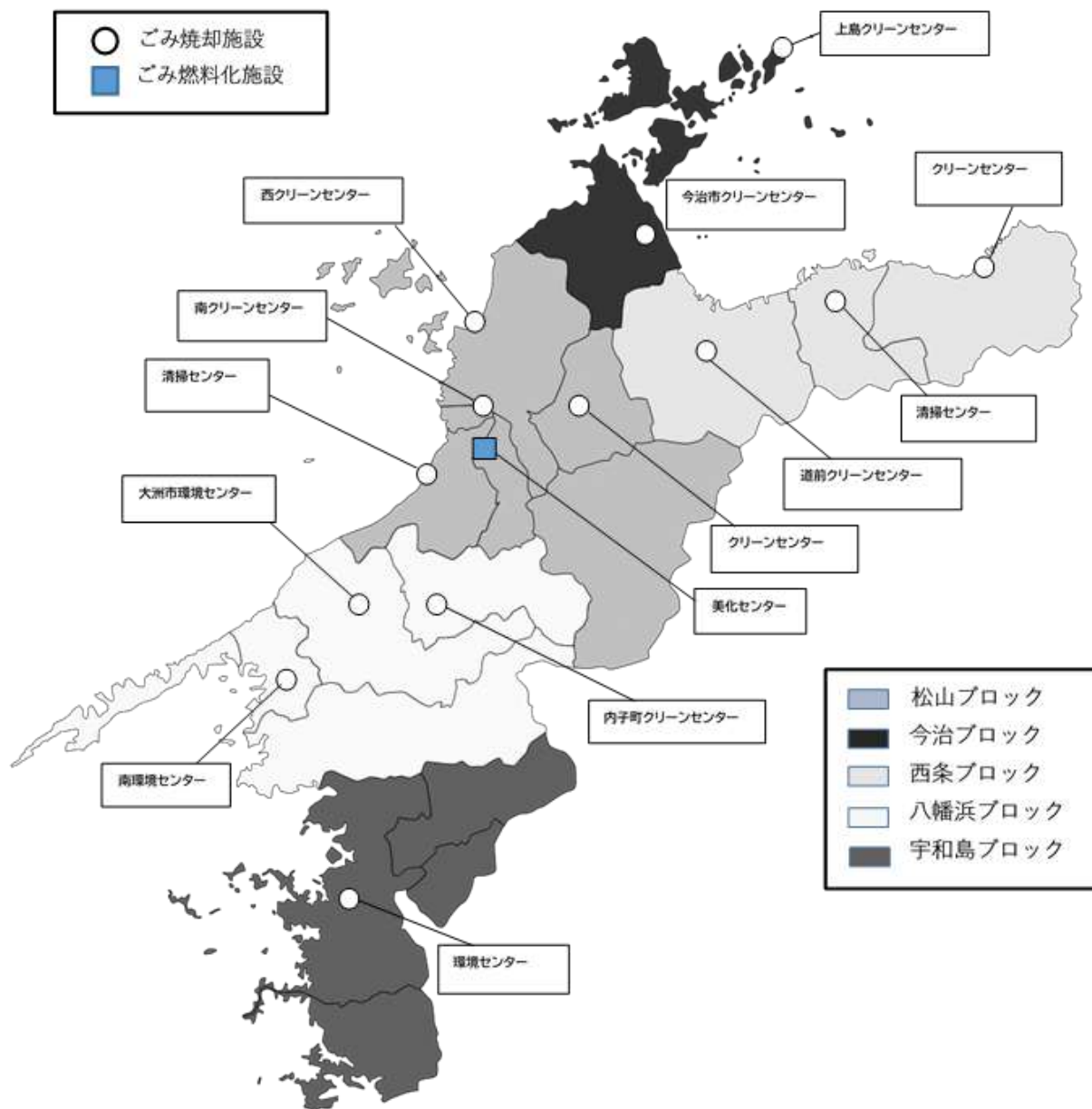


図 4-1 ごみ焼却施設等の位置図と広域化ブロックの区割り

第4節 各ブロックにおける廃棄物処理体制の検討

ブロックごとに、各市町担当者による「ブロック会議」を開催し、廃棄物処理体制を検討した。

1 焼却施設

ごみ焼却施設については、離島等やむを得ないものを除き、できる限り集約することとし、処理能力 100 t / 日以上 の全連続燃焼式ごみ焼却施設を目指すとともに、更なる集約化に向けて、ブロック内のごみの排出量予測等の地域の実情やエネルギー利活用の観点を踏まえ、処理能力 300 t / 日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討することとした。

(1) 西条ブロック

四国中央市、新居浜市、西条市にそれぞれ 1 つのごみ焼却施設があり、いずれも処理能力 100 t / 日以上。

令和元～2 年度に、産業廃棄物処理振興財団等により製造業が多く立地する本ブロックの特性を生かした産業廃棄物と一般廃棄物の一体処理の調査研究が行われ、事業可能性の高い提案が示された。

新居浜市と西条市で構成する「新居浜・西条地区広域行政圏協議会」では令和 2～3 年度に 2 市のごみ処理広域化・集約化について検討しているが、今後、四国中央市を加えた 3 市での集約化や民間との連携も視野に入れ、さらに検討を深める計画としている。

産業廃棄物との一体処理の実現の有無にかかわらず、今後の人口減少を見据え、将来はブロック内 1 施設への集約化を検討していく必要がある。

集約化の際には、収集方法の工夫や中継施設の設置も含めた効率的な収集運搬体制等も併せて検討する。

(2) 今治ブロック

今治ブロックの焼却施設の集約化は、完了している。

今治市は、合併前の旧今治市、旧宮窪町、旧大三島町及び旧伯方町（RDF 製造施設）の 4 施設を集約し、新しいごみ焼却施設を平成 30 年 4 月に供用開始した。この施設は、地域のエネルギー供給施設としての機能に加え、災害時における避難場所としての機能を備えており、地域を守る防災拠点としての役割も果たすことができる。

上島町は、旧弓削町、旧生名村及び旧岩城村の 3 施設を集約し、平成 20 年 4 月に新しいごみ焼却施設を供用開始した。離島という地理的条件から他市町と広域化した場合の輸送コスト等の課題があることから、現体制を維持する。

(3) 松山ブロック

松山市は、旧北条市及び旧中島町の2施設を廃止し、西クリーンセンターを更新し、平成25年4月に供用開始した。

久万高原町は、老朽化によりごみ焼却施設を休止し、可燃ごみの処理を平成25年4月から松山市へ委託している。

砥部町は、老朽化によりごみ燃料化施設（RDF製造施設）を休止し、可燃ごみの処理を令和3年4月から松山市へ委託している。

令和2年9月1日に、ブロック内3市3町で構成する「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」を設置し、広域化・集約化について、具体的な協議を行っている。

(4) 八幡浜ブロック

八幡浜市のごみ焼却施設は、市町村合併前から近隣市町の可燃ごみを段階的に受け入れ、現在では、西予市及び伊方町全域の可燃ごみを受け入れている。

このほか、ブロック内には、大洲市及び内子町のごみ焼却施設があり、今後、段階的な広域化・集約化を検討していく必要がある。特に、内子町のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、今後の対応について速やかに検討する必要がある

(5) 宇和島ブロック

宇和島ブロックの焼却施設の集約化は、完了している。

ブロック内1市3町で宇和島地区広域事務組合を構成し、ブロック内の5施設を集約し、新しいごみ焼却施設を平成29年度に供用開始した。

2 資源化施設

令和2年度末現在、再生処理施設は、9施設が稼働しており、このほか、民間事業者処理を委託している市町もある。プラスチック製容器包装や製品をまとめて処理する可能性もあることから、処理量の増加などの変化に対応するためブロック内の整備状況を確認するとともに、ごみ焼却施設の集約化・大規模化に合わせ、運搬体制等の課題を検証し、民間事業者の活用も含めて、効率的な処理体制を検討する。

3 最終処分場

令和2年度末現在、最終処分場は、12市町の18施設が供用中であるが、8市町が供用中の施設を有しておらず、民間施設に依存していることから、最終処分場の確保が課題となっている。

各ブロックにおいて、最終処分場の残容量の確保に努めながら、現有施設を有効活用することを基本とし、計画的な最終処分場の整備を検討する必要がある。

最終処分場残容量について、平成28年度から令和2年度までの残容量の推移から将来の残容量を推計した。推計結果は、次のとおりである。

(1) 西条ブロック

最終処分場残容量の推計値は、表4-4のとおりで、新居浜市、西条市の残容量は、令和23年度以降も残るものと推測される。

表 4-4 西条ブロックの最終処分場残容量の推計

市町名	施設数	埋立容量 (千 m^3)	各年度の残容量(千 m^3)		
			令和2(2020)	令和13(2031)	令和23(2041)
新居浜市	1	363	344	294	249
西条市	4	165	72	55	40

注1 四国中央市は最終処分場を有していない。

注2 新居浜市の残容量推計値は、市独自の推計値を記載。

(2) 今治ブロック

最終処分場残容量の推計値は、表4-5のとおりで、今治市、上島町の残容量は、令和23年度以降も残るものと推測される。

表 4-5 今治ブロックの最終処分場残容量の推計

市町名	施設数	埋立容量 (千 m^3)	各年度の残容量(千 m^3)		
			令和2(2020)	令和13(2031)	令和23(2041)
今治市	2	104	75	63	52
上島町	2	13	6	6	5

注 上島町は、令和3年4月に供用開始した最終処分場を含まない推計。

(3) 松山ブロック

最終処分場残容量の推計値は、表4-6のとおりで、令和13年度前後に砥部町の残容量がなくなると推測される。

また、松山市の残容量は、令和23年度以降も残るものと推測される。

表 4-6 松山ブロックの最終処分場残容量の推計

市町名	施設数	埋立容量 (千 m^3)	各年度の残容量(千 m^3)		
			令和 2 (2020)	令和 13 (2031)	令和 23 (2041)
松山市	2	700	506	437	373
砥部町	1	60	12	1	-

注 伊予市、東温市、松前町、久万高原町は、最終処分場を有していない。

(4) 八幡浜ブロック

最終処分場残容量の推計値は、表4-7のとおりで、今後10年以内に伊方町の残容量がなくなると推測される。

また、大洲市の残容量は、令和 23 年度以降も残るものと推測される。

表 4-7 八幡浜ブロックの最終処分場残容量の推計

市町名	施設数	埋立容量 (千 m^3)	各年度の残容量(千 m^3)		
			令和 2 (2020)	令和 13 (2031)	令和 23 (2041)
大洲市	1	211	68	68	67
伊方町	1	20	5	-	-

注 1 内子町は、最終処分場を有していない。

注 2 八幡浜市、西予市の最終処分場は、令和 2 年度末時点で残容量がほぼない。

(5) 宇和島ブロック

最終処分場残容量の推計値は、表4-8のとおりで、今後20年以内に愛南町の残容量がなくなると推測される。

また、宇和島市の残容量は令和 23 年度以降も残るものと推測される。

表 4-8 宇和島ブロックの最終処分場残容量の推計

市町名	施設数	埋立容量 (千 m^3)	各年度の残容量(千 m^3)		
			令和 2 (2020)	令和 13 (2031)	令和 23 (2041)
宇和島市	2	151	81	69	57
愛南町	1	55	21	4	-

注 松野町、鬼北町の最終処分場は、令和 2 年度末時点で残容量がほぼない。

第5章 広域化ブロック区割り及び処理体制

第1節 広域化ブロック区割り

広域化ブロックの区割りは、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況、将来の人口・ごみ焼却量推計及び災害廃棄物処理のための分散化等を考慮し、引き続き、現行の地方局・支局単位の5ブロックとする。

表 5-1 広域化ブロックの区割り

(令和3年4月1日現在)

ブロック	構成市町	人口 (万人)	面積 (km ²)	令和13(2031)推計		令和23(2041)推計	
				人口 (万人)	ごみ焼却量 (千t/年)	人口 (万人)	ごみ焼却量 (千t/年)
西条	新居浜市、西条市、 四国中央市	30.1	1,166	27.9	90	25.2	81
今治	今治市、上島町	15.7	450	13.3	40	11.2	33
松山	松山市、伊予市、東 温市、久万高原町、 松前町、砥部町	63.6	1,541	60.0	140	55.5	130
八幡浜	八幡浜市、大洲市、 西予市、内子町、伊 方町	13.0	1,472	10.6	28	8.5	23
宇和島	宇和島市、松野町、 鬼北町、愛南町	10.2	1,048	8.2	24	6.3	18
県計	11市9町	132.7	5,676	120.0	322	106.7	285

注1 四捨五入の関係で、県計は一致しない。

注2 推計手法の違いにより、各ブロックの計画等に示される予測値と一致しないことがある。

第2節 各ブロックにおける廃棄物処理体制

各ブロックにおける広域化・集約化に向けたごみ処理施設の整備計画、廃棄物処理体制を次のとおりとする。

また、自然災害における災害廃棄物対策については、県下全域、全事業共通の課題であることから、今後とも、県、市町、一部事務組合等が連携し、広域連携体制の構築を進める。

1 焼却施設

- 新設するごみ焼却施設は、原則として処理能力 100 t / 日以上 of 全連続燃焼炉とし、ごみ発電や熱利用施設を併設した大規模施設に集約化する。さらに、処理能力 300 t / 日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討する。
- 島しょ部等集約化が困難な場合のほか、集約化による施設整備費、処理費及び収集運搬距離の変化に伴う収集運搬費並びに温室効果ガス排出量などの比較の他、地域性などを考慮し、ブロック内で安定的、効率的な廃棄物処理体制を維持できると判断される場合は、処理能力 100 t / 日以上や、300 t / 日以上の基準は適用しない。

表 5-2 ブロック毎のごみ焼却施設数

ブロック	前計画目標	令和 2 年度末	令和 13 年度目標	令和 23 年度目標
西条	3	3	3	1
今治	1	2	2	2
松山	2	5	2	2
八幡浜	1	3	2	1
宇和島	1	1	1	1
県計	8	14	10	7

注 令和 2 年度末までのごみ焼却施設数には、RDF 製造施設を含む。

2 再資源化施設

- 再資源化施設については、既存の施設を有効活用することとし、ごみ焼却施設の集約化を具体化する時に、ごみ焼却施設と合わせて効率的な処理体制を検討する。なお、民間委託等により施設整備が不要なものまで整備を求めるものではない。
- 再資源化設備の整備に当たっては、令和 4 年 4 月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、家庭から排出されるプラスチック製容器包装や製品をまとめて処理する可能性もあることから、処理量の増加

などの変化に対応するためブロック内の整備状況を確認し、民間事業者の活用も含め、集約化を図るなど、プラスチックの資源循環の一層促進についても検討する。

- 資源化施設は、施設の更新時期及びその他の既存施設の稼働状況を踏まえ、同一の処理方式で、同種の廃棄物を重複して処理する施設は、同一事業所への集約化を検討するとともに、処理方式又は廃棄物の種類に相違がある場合も、これらの統一化を含め同一事業所への集約化を検討する。
- 廃棄物を地域資源として有効利用するため、情報収集や調査研究を進めるとともに、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備・活用を検討し、循環型社会や地域循環共生圏の構築に向けた取組みを推進する。

3 最終処分場

- ごみの排出抑制や資源化を進め、埋立処分量の削減による既存最終処分場の残容量の確保と延命化を図り、それでもなお必要となる最終処分場については、広域整備等の可能性を検討するなどして、継続的に確保するよう整備を促進する。
- 焼却灰、飛灰については、セメントへの資源化などを推進する。

表 5-3 ブロック毎の最終処分場数

ブロック	前計画目標	令和 2 年度末	令和 13 年度目標	令和 23 年度目標
西条	3	4	4	4
今治	3	2	3	3
松山	6	3	3	3
八幡浜	2	2	2	2
宇和島	1	2	2	2
県計	15	13	14	14

注 安定型最終処分場は含まない。

表 5-4 西条ブロック施設整備計画

施設の 種類	現 状		広域化・集約化計画
焼却施設	四国中央市	150 t /日 H12 (21 年経過)	【目標】 ・ 10 年後：現有施設を継続使用する。 ・ 20 年後：新たに処理能力 300 t /日以上焼却施設を設置し、ブロック内 1 施設を目指す。 【今後の整備計画】 ・ なし 【検討課題】 ・ 今後の人口減少を見据え、ブロック内 1 施設への集約化を図る。 ・ 製造業が多く立地する本ブロックの特性を生かした産業廃棄物との一体処理も含め、高効率熱回収施設の集約化について、検討を進める。 ・ 集約化の際には、収集方法の工夫や中継施設の設置も含めた効率的な収集運搬体制等も併せて検討する。 ・ 四国中央市は、独自にトンネルコンポスト方式の処理施設の導入についても検討する。
	新居浜市	201 t /日 H15 (18 年経過)	
	西条市	200 t /日 H3 (30 年経過)	
資源化 施設	四国中央市	32 t /日 H9 クリーンセンター	【目標】 ・ 10 年後：現有施設を継続使用する。 ・ 20 年後：焼却施設の集約化に合わせて、新施設への更新を目指す。 【今後の整備計画】 ・ 新居浜市リサイクル推進施設 (ペットボトル 0.24 t /h) 【検討課題】 ・ 焼却施設の集約化の検討に合わせて、民間事業者の活用や中継施設との一体整備も含め、より効率的な資源化施設の可能性を検討する。
	新居浜市	62 t /日 H6 清掃センター	
	西条市	30 t /日 H3 道前クリーンセンター	
最終	四国中央市	—	【目標】

処分場	新居浜市	363 千m ³ H20 新居浜市最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年後：現有施設を継続使用する。 ・ 20 年後：必要な容量を確保するため、計画的な整備を検討する。 <p>【今後の整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし <p>【検討課題】</p> <p>最終処分場の残容量の確保に努めながら、必要に応じて計画的な最終処分場の新設を検討する。</p>
	西条市	21 千m ³ S46 船屋一般廃棄物最終処分場 59 千m ³ H24 東部一般廃棄物最終処分場 70 千m ³ H6 東予一般廃棄物最終処分場 16 千m ³ H12 丹原一般廃棄物最終処分場	

表 5-5 今治ブロック施設整備計画

施設の 種類	現 状		広域化・集約化計画
焼却施設	今治市	174 t/日 H30 (3年経過)	【目標】 ・10年後、20年後：現有施設を継続使用する。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・今治ブロックの焼却施設の広域化・集約化は、完了している。 ・上島町は、広域化・集約化の可能性を探るため、課題を整理する。
	上島町	9 t/日 H20 (13年経過)	
資源化 施設	今治市	41 t/日 H30 今治市クリーンセンター 1.5 t/日 H17 伯方クリーンセンター 3.88 t/日 H18 クリーンシステム大三島(堆肥化施設)	【目標】 ・10年後、20年後：現有施設を継続使用する。 【今後の整備計画】 なし 【検討結果・課題】 ・今治ブロックの資源化施設の広域化・集約化は、完了している。 ・焼却施設の集約化の検討に合わせて、民間事業者の活用も含め、資源化施設の集約化の可能性を検討する。
	上島町	5 t/日 H6 岩城クリーンセンター	
最終 処分場	今治市	395 千m ³ S57 今治一般廃棄物最終処分場 54 千m ³ H10 波方一般廃棄物最終処分場 50 千m ³ H13 大島一般廃棄物最終処分場 (泊)	【目標】 ・10年後：現有施設を継続使用する。 ・20年後：必要な容量を確保するため、計画的な整備を検討する。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討結果・課題】
	上島町	5 千m ³ S59 佐島不燃物処理地 8 千m ³ H2 先田名後最終処分場 9 千m ³ R3 佐島一般廃棄物最終処分場	

			<ul style="list-style-type: none">・最終処分場の残容量の確保に努めながら、必要に応じて最終処分場の新設を検討する。
--	--	--	--

表 5-6 松山ブロック施設整備計画

施設の 種類	現 状		広域化・集約化計画
焼却施設	松山市	420 t/日 H25 (8年経過) 西クリーンセンター 300 t/日 H6 (27年経過) 南クリーンセンター	【目標】 ・10年後、20年後：ブロック内2施設を目指す。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・令和2年9月1日にブロック内3市3町を構成員として設置した「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」において、広域化・集約化に向けた具体的な協議を進める。
	伊予市	80 t/日 S52 (44年経過)	
	松前町	(伊予地区ごみ処理施設管理組合)	
	東温市	22 t/日 H9 (24年経過)	
	久万高原町	—	
	砥部町	—	
資源化 施設	松山市	90 t/日 H6 南クリーンセンター 3 t/日 H16 中島リサイクルセンター	【目標】 ・10年後：現有施設を継続使用する。 ・20年後：ごみ処理施設の集約化に合わせて、新施設への更新を目指す。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・焼却施設の集約化の検討に合わせて、民間事業者の活用や中継施設との一体整備も含め、より効率的な資源化施設の可能性を検討する。
	伊予市	—	
	東温市	—	
	久万高原町	8 t/日 S49 久万高原町環境衛生センター —	
	松前町	3 t/日 S60 松前町不燃物処理施設	
	砥部町	—	
最終 処分場	松山市	550 千m ³ H15 横谷埋立センター 824 千m ³ S47 横谷廃棄物センター 150 千m ³ H5 大西谷埋立センター	【目標】 ・10年後：現有施設を継続使用する。 ・20年後：必要な容量を確保するため、計画的な整備を検討する。

	伊予市	—	【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・最終処分場の残容量の確保に努めながら、必要に応じて計画的な最終処分場の新設を検討する。
	東温市	—	
	久万高原町	—	
	松前町	—	
	砥部町	60 千m ³ H5 千里埋立処分場	

表 5-7 八幡浜ブロック施設整備計画

施設の 種類	現 状		広域化・集約化計画
焼却施設	八幡浜市	84 t / 日 H9 (25年経過)	【目標】 ・10年後：八幡浜市及び大洲市は、現有施設を継続使用する。 ・20年後：ブロック内1施設を目指す。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・内子町クリーンセンターの閉鎖に向けて、ブロック内で広域化・集約化を検討する。 ・さらに、ブロック内1施設を目指して、検討を進める。
	大洲市	90 t / 日 H3 (31年経過)	
	西予市	—	
	内子町	21 t / 日 H10 (24年経過)	
	伊方町	—	
資源化 施設	八幡浜市	5 t / 日 S57 八幡浜北環境センター 11 t / 日 H9 リサイクルプラザ 4.9 t / 日 H15 資源ごみ選別施設	【目標】 ・10年後：現有施設を継続使用する。 ・20年後：ごみ焼却施設の集約化に合わせて、新施設への更新を目指す。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・焼却施設の集約化の検討に合わせて、民間事業者の活用や中継施設との一体整備も含め、より効率的な資源化施設の可能性を検討する。
	大洲市	—	
	西予市	4.5 t / 日 S56 西予市宇和清掃センター 4.5 t / 日 H9 西予市野村クリーンセンター 4.9 t / 日 H13 西予市城川清掃センター	
	内子町	7 t / 日 S50 内子町不燃物処理施設 1.7 t / 日 H20 内子町リサイクルセンター	
	伊方町	1.2 t / 日 H22 伊方町リサイクルセンター	
最終 処分場	八幡浜市	11 千m ³ H10 一般廃棄物最終処分場	【目標】 ・10年後：大洲市、伊方町の現有施設を継続使用する。 ・20年後：必要な容量を確保するため、計画的な整備を検討する。
	大洲市	211 千m ³ S47 大洲市不燃物処理地	
	西予市	38 千m ³ S46 野村不燃物処理場	

		6 千m ³ S47 惣川不燃物処理場	【今後の整備計画】 ・伊方町 一般廃棄物最終処分場整備 【検討結果・課題】 ・最終処分場の残容量の確保に努めながら、必要に応じて計画的な最終処分場の新設を検討する。
	内子町	—	
	伊方町	20 千m ³ H25 一般廃棄物最終処分場	

表 5-8 宇和島ブロック施設整備計画

施設の 種類	現 状		広域化・集約化計画	
焼却施設	宇和島市	120 t /日 H29 (3年経過) (宇和島地区広域事務組合)	【目標】 ・10年後、20年後：現有施設を継続使用する。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・宇和島ブロックの焼却施設の広域化・集約化は完了している。	
	松野町			
	鬼北町			
	愛南町			
資源化 施設	宇和島市	20 t /日 H29 選別資源化 (宇和島地区広域事務組合)	【目標】 ・10年後、20年後：現有施設を継続使用する。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・宇和島ブロックの資源化施設の広域化・集約化は完了している。	
	松野町			—
	鬼北町			—
	愛南町			—
最終 処分場	宇和島市	132 千m ³ H6 宇和島市一般廃棄物最終処分場 82 千m ³ S62 乾堀不燃物最終処分場 19 千m ³ S55 是能不燃物処理場	【目標】 ・10年後：宇和島市、愛南町の現有施設を継続使用する。 ・20年後：必要な容量を確保するため、計画的な整備を検討する。 【今後の整備計画】 ・なし 【検討課題】 ・最終処分場の残容量の確保に努めながら、必要に応じて計画的な最終処分場の新設を検討する。	
	松野町			7 千m ³ H7 松野町一般廃棄物最終処分場
	鬼北町			56 千m ³ S48 清水不燃物処理場
	愛南町			55 千m ³ H11 環境衛生センター最終処分場

第3節 広域化・集約化計画推進に当たっての責務と役割

広域化・集約化計画を推進するためには、県民、事業者、市町及び県が、次のとおり、それぞれの立場において果たすべき責務と役割を明確にするとともに、互いに連携、協力していくことが重要である。

1 県民の責務と役割

(1) ごみの排出抑制

- ・なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図るため、買い物袋の持参（レジ袋の辞退）や簡易包装された商品の購入、過剰包装の辞退、詰替商品、ばら売り、量り売り等のごみの減量化につながる商品の購入、商品の計画的な購入、耐久性に優れた商品の購入など、ごみを安易に排出する生活行動を見直すなど、ごみを減らす工夫に努める。
- ・物を大切に長く使う、家電製品等を修理して使う、適量の購入・注文、食品の賞味期限等の食品表示に関する正しい理解の推進、食材の使い切り・食べ切り、エコクッキングの実践、生ごみの水切りを行う。

(2) 再使用の推進

- ・リターナブル容器使用商品や中古品の購入、フリーマーケットやリユースショップ、リース・レンタル商品の活用。

(3) 再生利用の推進

- ・再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入、生ごみの飼料化・堆肥化、ごみの分別の徹底。
- ・資源回収に積極的に参加・協力するとともに、再生品の使用等に努める。

(4) 市町への協力

- ・ごみ分別の徹底、リサイクル活動への積極参加、ごみ収集有料化や指定袋制度への理解等、市町のごみ処理施策に協力する。

2 事業者の責務と役割

(1) ごみの排出抑制

- ・廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供（使い捨て製品の製造販売・過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減）。
- ・事業活動によって生じたごみを、事業者の責任において適正に処理する。
- ・資源化可能なものは極力回収し、廃棄物の有効活用を図る。
- ・修理や整備の体制を確立し、安易なごみの排出を抑制する。

- ・流通過程における過剰包装を抑制し、簡易包装を推進する。
- ・環境にやさしい製品やサービスの提供。
- ・廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上。
- ・製造から流通、販売に至る事業活動における 3 R の実践による環境負荷の低減を図る。
- ・製造工程の効率化・歩留まりの向上や、製品の長寿命化、包装材・梱包材の削減を図る。

(2) 再生利用の推進

- ・再生利用等を積極的に推進し、減量化に努める。
- ・消費者に対し、再生製品を積極的に P R する。
- ・資源ごみ等の逆流通ルートを確保する。
- ・新しいリサイクル技術やシステムを構築する。
- ・使用済み製品・部品の再使用、容器包装資材等を繰り返し使用する。
- ・循環資源の再生品原材料等としての利用、リサイクル製品の販売、グリーン購入の実践。

(3) 製造段階における配慮

- ・発生する廃棄物量を減少させる工夫をする。
- ・リサイクルが容易な製品の開発・製造、リサイクルが可能な素材等の使用。
- ・ごみとなった場合の処理又は再生が容易である素材等を極力使用するように努める。

(4) 市町への協力

- ・ごみ分別の徹底、リサイクル等に関する催しへの参加等、市町のごみ処理施策に協力する。

3 市町の責務と役割

(1) 広域化・集約化計画の推進

- ・一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意し、地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、維持管理及び計画的な更新を図る。
- ・ブロック内市町と連携・協力し、協議会を設け、広域化・集約化計画の実現に主体的かつ積極的に取り組む。
- ・広域化・集約化計画を円滑に進めるため、住民や事業者積極的に情報を提供し、理解と協力を求める。特に、広域処理を行うごみ処理施設が立地する市町

においては、他市町のごみを受け入れることになるため、広域化・集約化の意義やメリット、生活環境への影響等を丁寧に住民に説明する。

(2) 資源回収及び再生利用

- ・分別収集の徹底や、資源ごみの集団回収、不要品交換会等のリサイクル活動を支援する。
- ・市町施設において、ごみの発生抑制・減量化を率先して行うとともに、再生品の積極的な使用やリサイクルの推進に努める。

(3) 住民・事業者への意識啓発

- ・ごみの排出抑制、資源化、再生利用等を含めたごみ処理に対する住民への意識啓発に努める。
- ・コンポスト、生ごみ処理機等の購入を支援する。

4 県の責務と役割

(1) 広域化・集約化のフォロー・アップ

- ・市町の広域化・集約化推進に当たり、全体的な進行管理を行うとともに、技術的援助、情報提供等を行う。
- ・広域処理の施設整備に当たり、必要に応じ市町間の調整を行う。
- ・ごみ処理施設の整備に関し、必要な制度改正や財政支援措置について、継続的に国へ要望していく。

(2) 県民・事業者への意識啓発

- ・環境学習や環境教育の推進により、県民に対し、ごみの発生抑制やリユース、リサイクルの3R活動の自主的な取組みを促進する。
- ・3Rフェアやスゴeco制度の活用を通じて、事業者に対し、循環型社会ビジネスの振興やリサイクル製品の利用促進を図る。
- ・県においても、県民や事業者のモデルとなるよう、ごみの発生抑制や減量化を推進するとともに、再生製品の積極的な使用やリサイクルに努める。

第4節 計画の進行管理

広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、広域化・集約化の進行管理を行う。

付 録

- 1 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の処理実績
- 2 今治市新ごみ処理施設整備
- 3 宇和島地区広域事務組合ごみ処理広域化

1 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の処理実績

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター(旧財団法人)は、平成5年9月に、県、70市町村及び民間団体が共同で設立し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物処理センター」として、全国で4番目に指定を受け、東予・中予・南予に各1箇所ずつ処理施設を整備する方針で、当面、必要性、緊急性、立地の可能性等を踏まえ、東予地域に1箇所を整備することとし、平成10年1月、東予事業所(焼却・熔融炉等)の建設に着手し、平成12年1月から操業を開始した。



一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所全景

東予事業所は、廃棄物処理施設が逼迫していた東予地区の広域処理施設として、当時、市町村で処理が困難であった下水道汚泥や焼却灰、感染性廃棄物を受け入れ、排ガスの連続測定をはじめ、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン類等について定期的に調査し、環境法令よりも更に厳しい自主基準値を設定・遵守し、周辺環境の保全に十分に配慮しながら、適正な処理を行うほか、処理過程で発生する残渣物の熔融スラグを土木資材(アスファルト舗装用骨材等)として活用するとともに、飛灰についても、酸化還元処理により銅や鉛、亜鉛などの有価金属を回収・再利用するなど、全てを有効活用する「ゼロエミッション(埋立物ゼロ)」を達成した。

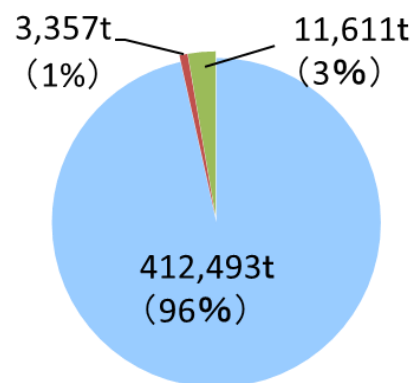
また、平成14年には牛海綿状脳症(BSE)問題に端を発生した肉骨粉、平成15年には旧越智郡玉川町に不法投棄された硫酸ピッチ、平成21年には松山市内に長年埋設されていた廃農薬といった適正処理困難物も受け入れたほか、平成22年には、全国で初めて、環境大臣の認定を受けて、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理を開始し、平成25年には、新設の連続式加熱炉によるトランス等の機器本体の処理も開始するなど、公共関与の安全・安心な資源循環の先導的なモデル施設として、本県の循環型社会

の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成した。

《廃棄物処理実績》

○市町等廃棄物

種 類	量 (t)	割合 (%)
飛灰・焼却灰	145,922	34.1
プラスチック	40,328	9.4
廃家具	14,764	3.5
下水道汚泥・有機性汚泥	217,546	50.9
感染性廃棄物	3,113	0.7
その他	5,788	1.4
計	427,461	100.0



■ 東予5市町 ■ 県立病院 ■ 民間

○処理困難物

種 類	量 (t)	処理時期
肉骨粉	3,513	平成 14 年 2 月～平成 15 年 3 月
硫酸ピッチ	467	平成 15 年 12 月～平成 16 年 3 月
埋設農薬	33	平成 21 年 2 月～平成 21 年 7 月
低濃度 PCB 廃棄物	23,088	平成 22 年 6 月～平成 31 年 3 月
計	27,101	

一方で、地元協定による供用期限である令和2年1月を迎えるに当たり、関係東予5市町と協議を重ねた結果、主たる搬入元である東予5市町の廃棄物が同事業所以外で処理可能となったことや、施設の経年劣化、民間参入による PCB 処理の競争激化など、厳しい経営環境に加え、漫然と放置すれば、時間の経過とともに必要な経費が膨らむことから、同事業所は、令和2年4月1日をもって事業を廃止した。

2 今治市新ごみ処理施設整備

施設建設までの概要

- 平成 17 年 1 月 ・今治市及び越智郡 11 か町村の合併
- 平成 18 年 8 月 ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定環境負荷及び経済性を総合的に検討した結果、4 施設を 1 施設に集約する方針を決定
今治クリーンセンター200 t/日,大島クリーンセンター14 t/8 h
伯方クリーンセンター11 t/8 h,大三島クリーンセンター11 t/8 h
- 平成 22 年 8 月 ・今治市ごみ処理施設整備検討審議会設置
- 平成 22 年 9 月 ・新ごみ処理施設建設地の決定（現今治クリーンセンター西側）
- 平成 23 年 9 月 ・今治市ごみ処理施設整備検討審議会答申
「今治市にふさわしいごみ処理施設のあり方について」
- 平成 24 年 7 月 ・「新ごみ処理施設整備基本計画」策定
- 平成 24 年 12 月 ・今治市ごみ処理施設整備検討審議会答申
「21 世紀のごみ処理施設のモデル（今治モデル）について」
- 平成 26 年 2 月 ・契約議案議決（本契約）
- 平成 26 年 4 月 ・着工
- 平成 30 年 3 月 ・竣工

契約の概要

- ① DBO 方式（Design（設計）、Build（建設）、Operation（運営 20 年間））
- ② 発注方法 総合評価一般競争入札

新施設の概要

可燃ごみ処理施設

施設規模 174 t/24 h（87 t/24 h × 2 炉）
処理方式 焼却（ストーカ式）
発電出力 3,800kw

リサイクルセンター

施設規模 41 t/5 h
処理対象 燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、資源ごみ、有害ごみ、危険ごみ
処理方式 破砕・選別・圧縮・梱包・一時保管

施設の特長

- ① ごみ処理施設に防災拠点機能を付加
- ② 災害時でも「ごみ処理の継続」と「避難所の開設・運営」が両立できるよう、ハード面だけでなく、ソフト面でも防災の取組を実施

3 宇和島地区広域事務組合 ゴミ処理広域化

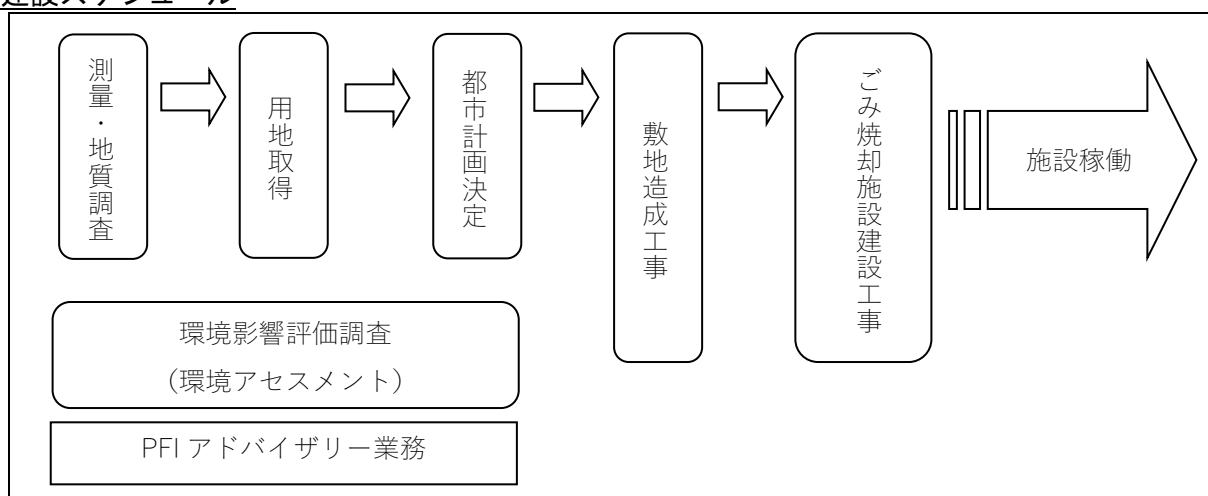
◇集約化前の施設

施設名	焼却施設規模	竣工年月	廃止又は休止年月
宇和島市環境センター	120 t/日	昭和 59 年 8 月	平成 29 年 10 月
吉田町一般廃棄物処理施設	9.8 t/日	平成 8 年 3 月	平成 24 年 3 月
津島町クリーンセンター	20 t/日	平成 7 年 3 月	平成 26 年 4 月
愛南町環境衛生センター	38 t/日	平成 11 年 11 月	平成 29 年 10 月
鬼北環境センター	25 t/日	平成 2 年 3 月	平成 29 年 10 月

◇施設の集約化

圏域内の 5 つのごみ焼却施設を一つに集約することにより、効率的な処理体制の構築・エネルギーの有効利用及び資源化率の向上を図るため施設整備を計画。

◇建設スケジュール



◇集約化協議事項（抜粋）

- ・ 事業方式
- ・ 焼却方式
- ・ ごみ分別区分の統一（指定ごみ袋含む）
- ・ 搬入料金

◇宇和島地区広域事務組合環境センターの概要

- ・ 施設規模…熱回収施設：120 t/日（60 t × 24h × 2 炉）、リサイクルセンター：20 t/日（5h）
- ・ 処理方式…熱回収施設：全連続式ストーカ炉方式、リサイクルセンター：破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管
- ・ 余熱利用…廃熱ボイラ（発電出力 2,500kW）
- ・ 工期…平成 26 年 5 月～平成 29 年 9 月（平成 29 年 10 月供用開始）

◇集約化の効果

- ・ 施設運営費の削減…売電収入・資源物売却収入により歳入増
- ・ エネルギーの有効活用…ごみ発電
- ・ 資源化率の向上…主灰セメント資源化
- ・ 埋立処分量の削減…主灰セメント資源化
- ・ 住民サービスの向上…圏域内すべての住民の直接搬入が可